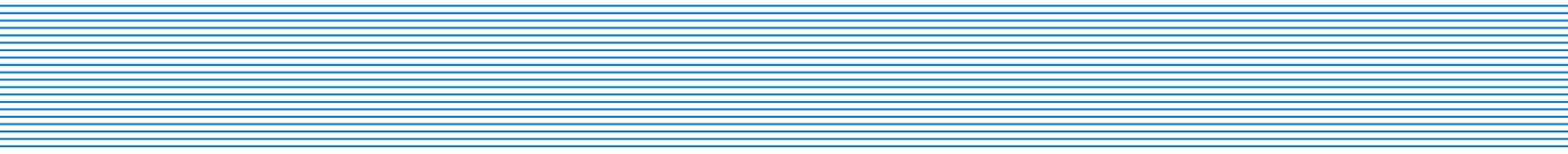




いたばし学び支援プラン2021



板橋区教育委員会



はじめに

板橋区教育委員会では、平成 28 年に策定した「板橋区教育ビジョン 2025」及び「いたばし学び支援プラン 2018」に基づき、情報化やグローバル化が進展する社会を生き抜く子どもたちに必要な資質や能力を育むとともに、生涯にわたり、いつでもどこでもライフステージに応じて学ぶことができ、その成果を生かすことができる生涯学習社会へ向けた取組を行ってきました。

子どもたちが社会で活躍する 2030 年頃には、技術革新の一層の進展により、生活や産業の構造が劇的に変わる「超スマート社会 (Society5.0)」や、平均寿命の伸長に伴う「人生 100 年時代」の到来が予想されています。

こうしたことを背景に改訂された学習指導要領では、子どもたちに求められる資質・能力を地域と共有し、連携・協働により教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」の実現を、基本的な理念として掲げています。

保護者や地域住民による支援を最大限に活用し、学校と地域が一体となり地域の子どもたちを育てていくことで、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を育成することが可能になると考えます。

さらに、大人が学校に集い子どもの教育に携わることは、大人自身の学びを深めるとともに、地域コミュニティの活性化を促進させることにもつながります。

本計画では、板橋区が抱える教育課題の解決や、子どもたちがこれからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成に向け、

- 1 保幼小接続・小中一貫教育の推進
- 2 板橋区コミュニティ・スクール (iCS) の導入
- 3 教職員の働き方改革

を3つの柱として取り組むとともに、「人生 100 年時代」を豊かに生きるために、「教わる・教える」の「学びの循環」に配慮した生涯学習環境の充実を図り、生涯学習社会や持続可能な地域社会の実現につなげてまいります。

私たちは、本計画により各事業を確実に推進するとともに、学校・家庭・地域・教育委員会が一体になり、“学びのまち”「教育の板橋」の実現をめざしてまいります。

平成 31 年 1 月

板橋区教育委員会
教育長 中川 修一

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的	3
2 計画の位置付け	6
3 計画の対象期間	7

第2章 計画の策定にあたって

1 「いたばし学び支援プラン2018」の取組と成果	11
2 社会の動向とこれからの教育	18
3 板橋区の現状とめざすべき方向	23

第3章 計画における取組

計画における事業の体系	29
重点施策1 確かな学力の定着・向上	34
重点施策2 豊かな人間性の育成	46
重点施策3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を 契機とした教育の推進	51
重点施策4 誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境の整備	54
重点施策5 保幼小中のつながりある教育の実現	62
重点施策6 安心・安全な教育の推進と学校環境の整備	68
重点施策7 地域による学び支援活動の促進	75
重点施策8 生涯学習社会へ向けた取組の充実	78
重点施策9 家庭における教育力向上への支援	87
すべての方向性に共通する事業	89

資料編

「板橋区の小中一貫教育」(概要).....	95
「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)」(イメージ図)	99
「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン2021」(概要)	100

第1章



計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象期間

1

計画の基本的な考え方

“学びのまち”「教育の板橋」 の実現に向けて

平成 27 (2015) 年度の「板橋区基本構想」の改定、「板橋区教育大綱」の策定を受け、板橋区教育委員会では、教育の中長期的な方向性を示す「板橋区教育ビジョン 2025」を定めました。これを実現するための実施計画が「いたばし学び支援プラン」です。

計画の目的

平成 30 (2018) 年度に計画期間を満了する「いたばし学び支援プラン 2018」に続く計画として、社会や区の変化に対応しつつ、着実に「板橋区教育ビジョン 2025」を実現するために、「いたばし学び支援プラン 2021」を策定します。

計画の位置付け

本計画は教育基本法に定める基本計画に相当し、区のアクションプラン「いたばし No.1 実現プラン 2021」との連動、他の個別事業計画との整合を図って策定しています。

計画の対象期間

「板橋区教育ビジョン 2025」の対象期間である平成 28 (2016) 年度から平成 37 (2025) 年度までを 3 期に分け、第 2 期の平成 31 (2019) 年度から平成 33 (2021) 年度までを計画の対象としています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

「板橋区基本構想」が平成 27（2015）年度に改定され、また、平成 28（2016）年 1 月の板橋区総合教育会議¹において「板橋区教育大綱」が定められたことを受け、教育委員会では平成 28（2016）年 3 月に、教育の中長期的な方向性を示す「板橋区教育ビジョン 2025」を策定しました。

「板橋区教育ビジョン 2025」では、2つの「めざす将来像」と3つの「基本的方向性」を示し、それらを教育が中心的に担う人づくりの方向性として定めています。

また、「板橋区教育ビジョン 2025」の実現に向けて、「いたばし学び支援プラン 2018」を策定し、具体的な施策を推進してきました。

平成 30（2018）年度に計画期間を満了する「いたばし学び支援プラン 2018」について、取組の成果を検証するとともに、板橋区を取り巻く環境の変化に対応し、“学びのまち”「教育の板橋」を実現するため、平成 31（2019）年度から 3 か年の新たな計画「いたばし学び支援プラン 2021」を策定します。

¹ 平成 27（2015）年 4 月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により設置され、区長及び教育委員会（教育長、教育委員）の 6 名で構成されています。区長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場です。

板橋区基本構想（抜粋）

【教育分野：「魅力ある学び支援」ビジョン】（概ね10年後のあるべき姿）

安心・安全で魅力的な学校環境の中で、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てます。その中で、21世紀を担う子どもたちのたくましく生きる力が教育を通してはぐくまれています。

教員は、研究・研修に励み質の高い授業に努め、子どもたちと向き合いながら個性をはぐくみ、魅力ある学校づくりが進んでいます。

生涯を通じて学び、教えあう環境が整っており、生涯学習によって「ひと」と「ひと」、「ひと」と「まち」をつなぐコミュニティが形成されています。

板橋区教育大綱（要約）

「郷土愛を育む」を事業の根底に据え、“学びのまち”「教育の板橋」を実現するための5つの方向性を打ち出しました。区長部局と教育委員会の密接な連携のもと、子どもたちがいきいきと学び、区民があたたかい気持ちで支え合う元気なまちづくりに取り組みます。

- これからの社会を生き抜く力の育成
- 子どもの学びを保障する教育環境の確保
- 幼児教育の推進
- 地域と共に学び合う教育の推進
- 文化・スポーツの推進

板橋区教育ビジョン 2025 の全体像

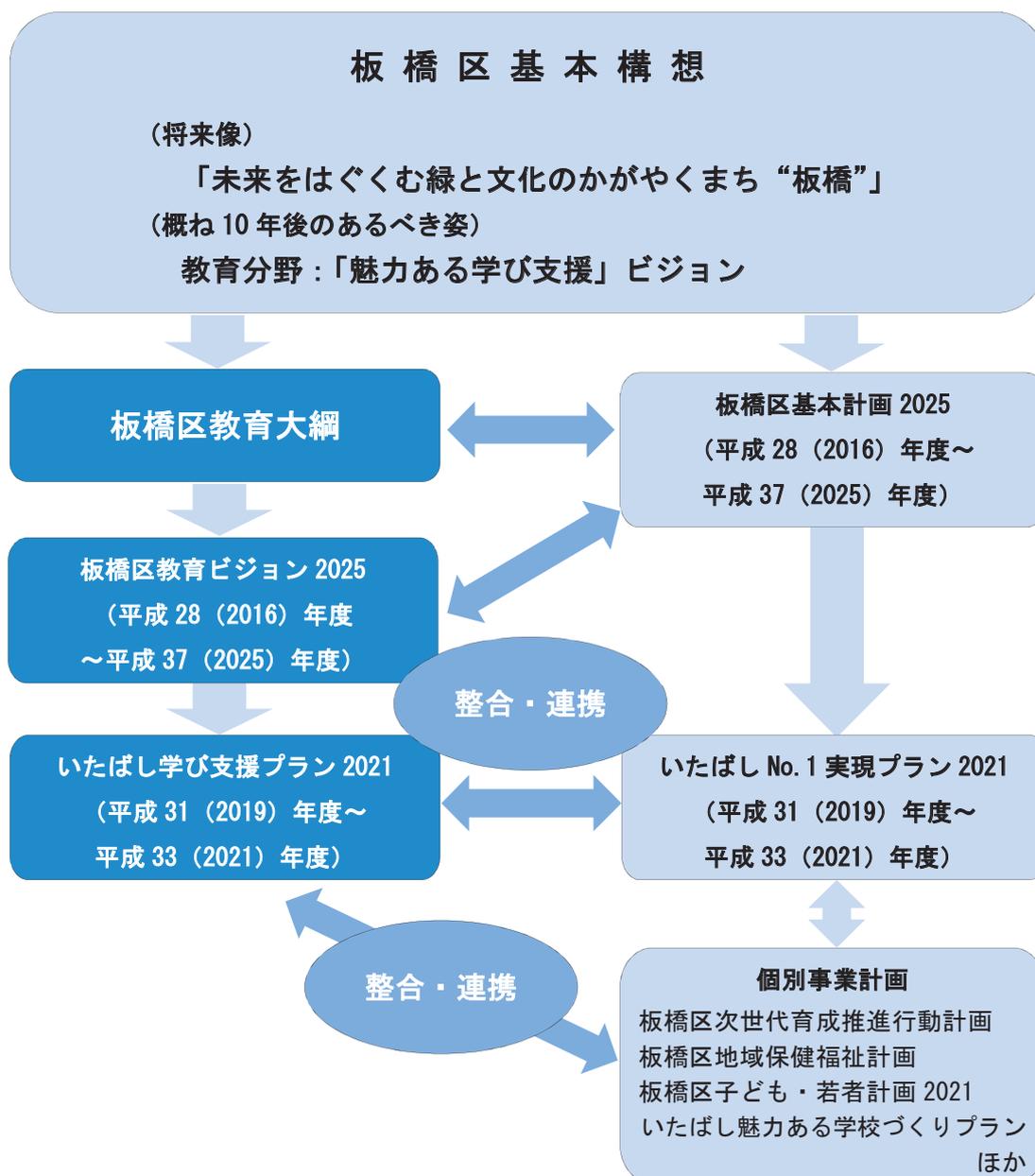
「板橋区基本構想」に掲げられた、概ね10年後の「あるべき姿」と「教育大綱」及び「板橋区教育ビジョン 2025」に掲げる将来像の実現に向けて、3つの基本的方向性を示し、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、9つの重点施策からアプローチしています。



2 計画の位置付け

「いたばし学び支援プラン 2021」は、教育基本法に定める基本計画²に相当し、かつ、「いたばしNo.1 実現プラン 2021」とも緊密に連動するように策定され、教育ビジョンの実現に取り組むものです。

また、他の個別事業計画との整合を図るとともに、業務の縦割りを排し、関係部署とも相互に連携・協働していくことで、新しい事業の展開や困難な課題への対応を進めていきます。



² 平成 18 (2006) 年 12 月の教育基本法の改正により、地方公共団体は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を定めることが、努力義務として課せられました。

3 計画の対象期間

「いたばし学び支援プラン 2021」は、教育ビジョンの対象期間である、平成 28 (2016) 年度から平成 37 (2025) 年度までを 3 期に分けたうちの第 2 期として推進していきます。

また、計画期間の 3 年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化等に応じ、必要な見直しを行うこととしています。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
板橋区教育ビジョン 2025									
いたばし学び支援プラン 2018			いたばし学び支援プラン 2021			いたばし学び支援プラン 第 3 期			
板橋区基本計画 2025									
いたばし No. 1 実現プラン 2018			いたばし No. 1 実現プラン 2021			いたばし No. 1 実現プラン 後期計画			

第2章



計画の策定にあたって

- 1 「いたばし学び支援プラン2018」の取組と成果
- 2 社会の動向とこれからの教育
- 3 板橋区の現状とめざすべき方向

2 計画の策定にあたって

これからの時代を踏まえた 教育の役割

これまでの3年間の取組を振り返った上で、今後予測される急激な社会の変化や板橋区の状況を踏まえ、課題ごとにめざすべき方向を示しています。

「いたばし学び支援 プラン 2018」の取組 と成果

平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までの取組の結果、子どもたちの学力の向上等、一定の成果がありました。一方で、新たな課題も見えてきました。

社会の動向と これからの教育

今後、社会は急激に変化すると考えられ、2030年頃には「超スマート社会」や「人生100年時代」の到来が予測されています。教育は、これからの時代を生きる子どもたちに必要となる力を育むとともに、人々が社会に寄与しつつ人生を豊かにするための、生涯にわたる学びを支える役割を担っています。また、SDGsの目標を見据えた取組や、子どもの貧困への対応、質の高い学校教育を持続させる方策も求められています。

板橋区の現状と めざすべき方向

板橋区の教育は、区を取り巻く状況を踏まえ、さらなる学力の定着・向上、保幼小中のつながりのある教育の推進、学校と地域の連携・協働、教員の長時間勤務の改善等、「板橋区教育ビジョン2025」の実現に向け、より効果的な取組を行っていく必要があります。

第2章 計画の策定にあたって

1 「いたばし学び支援プラン2018」の取組と成果

「いたばし学び支援プラン2018」では、「板橋区教育ビジョン2025」を実現するため、

- (1) これからの社会を生き抜く力の育成
- (2) 子どもの学びを保障する教育環境の確保
- (3) 地域と共に学び合う教育の推進

の3つの基本的方向性に基づき、取組を進めてきました。その結果として、

- 「板橋区授業スタンダード」による授業革新やフィードバック学習方式等を全小中学校で実施し、平成30(2018)年度に実施された「全国学力・学習状況調査」において、板橋区の児童・生徒の学力は、全国平均値に向上した。
- 電子黒板やタブレット端末を全小中学校に導入し、ICT機器を効果的に活用した授業ができるようになったため、教員は授業革新の効果を、児童・生徒は学ぶことの楽しさを実感している。
- 全小学校で特別支援教室(STEP UP 教室)の整備を進め、発達や情緒面で特別な支援を必要とする児童が在籍校において指導を受けられるようになった。
- 「ICTや英語教育についての実践研修」や「教職員による研究・研修組織と連携した研修」のほか、自由参加の「板橋アカデミー」や「板橋アドバイザーズ・ラボ」等の研修を数多く実施し、教員の指導力向上を支援している。
- 全小学校で実施した「あいキッズ」において、交流・体験活動や土曜日の開所を実施し、質や利便性の向上を図った。
- 学校支援地域本部を全小中学校で実施し、保護者や地域等が学校の教育活動を支援する仕組みを整備し、小中学校各校で特色ある活動が見られている。
- 平成32(2020)年度の「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)」の本格導入に向け、「板橋区コミュニティ・スクール導入推進校」10校に「コミュニティ・スクール推進委員会」を設置し、協議を開始した。
- 社会教育会館の機能を拡充し、施設内に中高生・若者を対象とした「i-youth(あい・ゆうす)」を開設するなど、生涯学習センターとして世代を超えた「学びの循環」への環境を整備し、活用の広がりを見た。
- 中高生勉強会「学びi(あい)プレイス」を5か所で実施することにより、学習支援を充実し、子どもの居場所を拡充した。

など、教育ビジョンの実現に向け一定の成果を上げるとともに、更なる取組を必要とする課題や、社会の変化に対応した新たな取組を求められるものが見えてきました。

9つの重点施策ごとの取組と成果

これからの社会を生き抜く力の育成

重点施策 1

確かな学力の定着・向上

「板橋区授業スタンダード」の全校実施 — 児童・生徒が主体的に学ぶ学習の実現に向けて、「板橋区授業スタンダード」を全小中学校で実施してきました。教員の意識は、確かな学力の定着・向上に向けて着実に高まっています。

フィードバック学習方式の充実 — 児童・生徒一人ひとりの学習上のつまづきを把握し、復習を行う「フィードバック学習方式」を全小中学校で実施し、平成30（2018）年度に実施された「全国学力・学習状況調査」における正答率は、全国平均値に向上するなど、取組の成果は出ています。しかし、以前からの課題である無回答率の高さとともに、文意を踏まえ複数の条件に合わせて70～120字程度の文章を書くことに課題があることも新たに見えてきました。

教育科学館による理科支援 — 理科教育の充実を図るため、教育科学館における理科支援として「出前理科実験教室」や「ロボットプログラミング教室」を実施してきました。液体窒素やプログラミング用ロボット等、学校での準備が難しい教材を活用し、子どもたちの理科に対する興味・関心を高めました。

重点施策 2

豊かな人間性の育成

キャリア教育・体験活動の充実 — 各小中学校で板橋区内の職場の見学や体験、企業経営者を講師とする体験活動等を実施し、夢や希望の醸成及び社会で活躍するために必要な力を育成してきました。また、キャリア教育推進委員会を開催し、授業を開発し実践した結果を全小中学校へ周知し、更なるキャリア教育の推進につながるよう取り組みました。

いじめ防止対策の推進 — 全小中学校でいじめに関するアンケート及び授業を年3回以上実施しています。授業のうち1回は、保護者や地域に公開しています。

また、全小中学校で児童・生徒の学校生活への意欲や学級に対する満足度を把握する「学級安定化対策事業」を実施し、いじめの発生や深刻化の予防、いじめの被害にあっている児童・生徒の早期発見・早期対応に取り組みました。

「児童向け絵本づくりワークショップ」の開設 — 小学校のモデル校を対象に、授業の一環として「絵本づくりワークショップ」を実施し、表現力や想像力を育みました。なお、児童が作成した絵本は「いたばし子ども絵本展」に展示し、「絵本のまち板橋」をPRしました。

重点施策3

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

オリンピック・パラリンピック教育の推進 — 「いたばし5つの取組」を策定し、スポーツや人との関わりを通じて、世界に広がる多様な価値について理解を深める取組を実施してきました。また、体力の向上に向けた取組も全小中学校で実施し、体力テストにおける体力合計点は、平成27（2015）年度との比較で小学校、中学校ともに上昇しました。

子どもの健康づくり事業 — 小学校3校を指定校として、運動習慣の確立、生活時間の見直し、食習慣の形成等について研究を実施し³、その成果を子どもたちの望ましい生活習慣「いたばしライフスタイル」としてまとめました。今後、区内の全小学校・幼稚園に展開し、実践していきます。

板橋区版「英語村」の開設 — 小中学生を対象として、英語のみを使用して海外生活を疑似体験する板橋区版「英語村」を開設し、多くの児童・生徒が参加しました。参加者アンケートから「英語をもっと話せるようになりたい」など、小中学生の英語学習への意欲の向上が見られました。

中学生海外派遣事業の実施 — 各中学校から1名の生徒がマレーシアを訪問しました。ペナン州でのホームステイや現地の生徒との交流を通じ、言葉や文化について体験的に理解を深め、英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする意欲を高めました。帰国後は、海外派遣で得た成果や体験を資料にし、各中学校や、中学生の英語発表会である「英語のつどい」等の場で発表しました。

³ 平成26（2014）年11月に板橋区と株式会社タニタが締結した「“はかる”ことから始まる健康づくりに関する協定」に基づき、平成28年（2016）年から3年間、同社の活動量計等の測定機器や食育に関するノウハウを活用した研究を行いました。

子どもの学びを保障する教育環境の確保

重点施策 4

誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境の整備

中高生勉強会の実施 — 中学生・高校生を対象に、無料で気軽に参加できる中高生勉強会「学び i (あい) プレイス」を2か所から5か所に拡充して実施してきました。約7割が継続的に参加し、参加者からは学習面で分かる部分が増えたことに加え、学習支援員等の様々な大人と関わりをもてたことが高く評価されています。

特別支援教室の導入 — 全小学校で特別支援教室 (STEP UP 教室) の整備を進め、発達や情緒面で特別な支援を必要とする児童が在籍校において指導を受けられるようになりました。他校へ通級する際の保護者の送迎が不要になったこともあり、特別支援教室 (STEP UP 教室) で指導を受ける児童数は、整備前と比較し2倍を超えています。

不登校対策の推進 — 区の不登校児童・生徒の出現率は、国や東京都の平均値と同様に上昇傾向にあります。不登校の改善を図るため、出現率が高いなど課題を抱える学校を改善重点校に指定して取り組み、重点校における出現率は概ね減少傾向にあります。

重点施策 5

保幼小中のつながりある教育の実現

小中一貫教育に関する検討 — 小中一貫教育に関する検討会を設置し、保幼小中のつながりある教育を実現していくための検討を行い、板橋区における小中一貫教育の考え方を示しました。

「学びのエリア」を生かした小中一貫教育の推進 — 小中一貫教育推進委員会を設置し、国語、算数・数学、英語、キャリア教育の小中一貫教育指導資料等を作成して全教員に配付しました。また、中学校区を中心とした区内22の学びのエリアにおける義務教育9年間を通した指導の重要性について理解を深めてきました。

就学前の子どもたちへの読書活動の推進 — 乳幼児におすすめの絵本等の有益な情報を掲載した、妊産婦向け読書通帳の配布を全区立図書館で始めたほか、幼少期からの読書の大切さや読み聞かせの技術について学ぶ機会を提供しました。

重点施策6

安心・安全な教育の推進と学校環境の整備

学校 ICT 化の推進 — 児童・生徒の興味・関心を引き出す授業の実現に向けて、全小中学校の全普通教室及び特別支援学級（知的障がい）、中学校の少人数教室用として電子黒板・実物投影機等 ICT 機器を整備しました。また、パソコン室の固定式パソコンをタブレット端末に変更し、無線 LAN 環境を整備しました。さらに、分かりやすく理解が深まる授業の実現に向けて、小学校算数及び中学校数学・英語の指導者用デジタル教科書を導入しました。

安全教育の推進 — 危険に対する知識を子どもたちに身に付けさせるだけでなく、保護者や地域と連携して、子どもたちの安全で安心できる環境等について考える「セーフティ教室」を実施しました。子どもたちの危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、保護者等への意識啓発も図りました。

その結果、子どもたちの区内における交通事故件数は減少傾向になりました。

学校の改築・改修 — 子どもたちの良好な学習環境を確保するため、老朽化した施設を計画的に改築・改修しています。現在、板橋第十小学校及び上板橋第二中学校の改築事業を進めています。

また、避難所機能を有する体育館や武道場における吊り天井等の非構造部材について、落下防止対策を実施しました。

通学路防犯カメラの設置 — 子どもたちの登下校中の安全確保や犯罪抑止を目的として、全小学校の通学路に計 258 台の防犯カメラを設置しました。

地域と共に学び合う教育の推進

重点施策7

地域による学び支援活動の促進

学校支援地域本部事業の拡大 — 学校支援地域本部を全小中学校で実施し、保護者や地域等が学校の教育活動を支援する仕組みを整備しました。学校と地域コーディネーターが中心となり、学習支援や環境整備、見守り活動、学校行事支援等、様々な支援活動が展開されています。

板橋区コミュニティ・スクール（iCS）の導入推進 — 平成 32（2020）年度の板橋区コミュニティ・スクールの本格導入に向け、「板橋区コミュニティ・スクール導入推進校」10校を指定し、「コミュニティ・スクール推進委員会」を設置しました。また、学校・保護者・地域等に対し、シンポジウムや各会合において仕組み等についての周知・説明を行いました。なお、推進校以外の学校においても、推進委員会設置に向けた準備を行うため「コミュニティ・スクール学習会」を設置し、板橋区コミュニティ・スクールへの理解を深めました。

重点施策 8

生涯学習社会へ向けた取組の充実

i-youth（あい・ゆーず）の開設 — 大原・成増社会教育会館をそれぞれ生涯学習センターとしてリニューアルし、新たに中高生・若者支援スペースとして i-youth（あい・ゆーず）を開設しました。気軽にダンスや勉強、談話のできる居場所の提供や若者が運営するイベントの実施等により、中学生・高校生の利用が増加しました。

図書館サポーターの創設 — 図書館が実施する事業の補完や様々なニーズに対応するため、図書館ボランティアを図書館サポーターに移行し、活動内容を図書館のイベント企画や図書館運営への協力等まで拡大しました。また、サポーターへの研修や講座を実施し、スキルアップを図りました。

旧粕谷家住宅の復元整備 — 享保 8（1723）年に建てられた旧粕谷家住宅を保存・継承していくため、文化財保存活用計画を策定するとともに、改修工事を実施し、一般公開を開始しました。なお、平成 30（2018）年に東京都指定有形文化財の指定を受けました。

板橋区史跡公園（仮称）の整備 — 平成 29（2017）年に国の史跡として指定された板橋火薬製造所跡を史跡公園として保存・活用するため、公園整備の基本構想や、それに基づく保存活用計画を策定しました。

重点施策 9

家庭における教育力向上への支援

保護者の学びを深める講座の実施 — 子どもの成長に合わせて、保護者も学びを深めることができるよう、家庭教育講座や子育て講座等を実施しました。区民の学習要求を講座に反映させるため企画運営会議を開催するなど、保護者の主体的な取組を支援し、保護者と子どもが交流し学び合う機会を提供しました。

家庭教育支援チームの設置 — 家庭教育に関する相談等の日常的な支援を行う「家庭教育支援チーム」について、チームの在り方や支援方法の検討を重ね、小中学校2校でモデル実施しました。

3つの方向性に共通して

すべての方向性に共通する事業

広報活動の充実 — 教育広報「教育の板橋」を年3回、新たな広報「いたばし教育チャンネル」を年6回発行し、教育行政や子どもたちの学習活動等について、保護者や区民に広く周知を図りました。

また、教育委員会による学校訪問の様子を随時ホームページで掲載し、実際の学習活動の様子を発信しました。

主体的に働きかける教育委員会の充実 — 保護者や区民、中学生との懇談の場を設ける「身近な教育委員会」を年3回、「生徒会交流会」を年1回実施しました。多くの意見をいただき、教育委員会の取組に活かしました。

2 社会の動向とこれからの教育

今後の社会は、少子高齢化や産業構造・雇用の変化がこれまで以上の加速度で進んでいくものと考えられます。そのため、子どもたちがこれからの時代を生き抜くために必要な力を育むことが重要となります。

【急激な変化が予測される社会】

- 子どもたちが社会で活躍する 2030 年頃には、第 4 次産業革命ともいわれる IoT や AI をはじめとする技術革新が一層進展し、生活や産業の構造が劇的に変わる「超スマート社会 (Society 5.0) ⁴」の到来が予想されています。定型業務や数値で表現可能なある程度の知的業務は AI 技術により代替可能⁵になり、これまで人間でなければ担えないと考えられてきた分野に及ぶイノベーションの連鎖が、これからの社会や生き方そのものを大きく変えていくと考えられています。
- 医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、「人生 100 年時代」の到来が予測されています。一方で少子化も進み、2030 年にかけて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少する予測もあります。

こうした中で、一人ひとりが、生涯にわたり自ら学び続け、自己の能力を高め、他者と協働しながら、地域や社会の課題解決に活躍していくことの必要性が一層高まっています。

生涯を通じて自らの人生を設計し、必要な知識・技能を身に付け、社会の持続的な発展にも寄与できる生涯学習環境を整備する必要があります。
- 「超スマート社会」や「人生 100 年時代」の到来は、すべての子どもたちの生き方に影響します。子どもたちが様々な社会的変化を乗り越え、人生をより豊かに生きるためには、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」といった、必要な資質・能力を身に付けることが不可欠になります。

⁴ ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会。

⁵ 例えば、オックスフォード大学 マイケル・A・オズボーン准教授の研究論文 (2013 年) では、現在の米国にある職の約 47%が、2030 年までに自動化の影響を受ける可能性が高いと試算しています。

【これからの教育の役割と子どもたちに求められる力】

- 子どもたちが社会の大転換期を乗り越え豊かな人生を生き抜く上で、教育の果たす役割は非常に大きなものとなります。変化が激しく将来の予測が困難な時代にあっても、教育には子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な力を確実に育てていくことが求められています。
- このような時代にあっても、子どもたちに求められる力は、決して特殊な能力ではなく、知識・技能、思考力・判断力・表現力をベースとした力であり、基礎的読解力や数学的思考力等の基盤的な学力、情報活用能力を習得することが重要です。これらを基に、子どもたちは変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたり、思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現したりしていくことができます。

【求められる力⁶】

○文章や情報を正確に読み解き対話する力

(文章や情報を正確に理解し、論理的思考を行うための読解力⁷、他者と協働して思考・判断・表現を深める対話力等の社会的スキル)

○科学的に思考・吟味し活用する力

(機械を理解し使いこなすための能力や、その基盤となるサイエンスや数学、分析的に思考し、多角的・多面的に吟味し見定めていく力、全体をシステムとしてデザインする力)

○価値を見つけ出す感性と力、好奇心・探求力

(実体験を通じて醸成される豊かな感性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる想像力、苦心してモノを作り上げる力、新しいものや変わっていくものに対する好奇心や探求力、実践から学び自信につなげていく力)

⁶ Society5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会、新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース「Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(平成 30 (2018) 年 6 月)。

⁷ 板橋区では「読み解く力」と呼称しています。

【学習指導要領等の改訂】

- こうしたことを背景に、学習指導要領等の改訂が行われました。幼稚園教育要領及び保育所保育指針等は平成 30（2018）年度に全面実施され、小学校学習指導要領は平成 32(2020)年度、中学校学習指導要領は平成 33(2021)年度より、各学校において全面実施されます。
- 新幼稚園教育要領及び保育所保育指針等では、育成すべき資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されるとともに、幼児期の教育が小学校やそれ以降の教育につながっていくことが明確にされています。

【 幼児期に育成すべき資質・能力 】

《幼児期の教育》	《小学校以降》
知識・技能の基礎 遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何かを感じたり、気づいたり、わかったり、何かができるようになる力。	→ 知識・技能
思考力・判断力・表現力等の基礎 遊びや生活の中で、考え、試したり工夫したり表現したりできる力。	→ 思考力・判断力・表現力等
学びに向かう力・人間性等 様々なことに意欲をもち、粘り強く取り組み、目標に向かって頑張っていける力。思いやりや安定した情緒。	→ 学びに向かう力・人間性等

【 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 】

- | | | |
|---------------|-----------------------|----------|
| ◇健康な心と体 | ◇自立心 | ◇協同性 |
| ◇道徳性・規範意識の芽生え | ◇社会生活との関わり | ◇思考力の芽生え |
| ◇自然との関わり・生命尊重 | ◇数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 | |
| ◇言葉による伝え合い | ◇豊かな感性と表現 | |

※これを手掛かりに小学校の教師と子どもの姿を共有するなど円滑な接続を図る。

- 新学習指導要領では、これからの教育課程の基本的な理念として、「社会に開かれた教育課程」を掲げています。
これからの子どもたちには、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていけるようになることが必要です。そのためには学校と社会が連携・協働しつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠です。

- 新学習指導要領は、次の6つの視点に沿って改訂され、学校教育も変化していくこととなります。

①何ができるようになるか（育成をめざす資質・能力についての考え方）

幼児・児童・生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むためには、発達の段階や特性等を踏まえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」という資質・能力の三つの柱をバランスよく育成すること。

②何を学ぶか（教科等を学ぶ意義と、教科等間、学校段階等間のつながりを踏まえた教育課程の編成）

学習の基盤となる資質・能力としての言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等間で積極的に関連付け、学校段階等間の円滑な接続を図ること。

③どのように学ぶか（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）

学びの本質として重要な「主体的・対話的で深い学び」の視点から、言語活動の充実や、見通しを立てたり、振り返りを行う学習活動の充実を図ること。

④何が身に付いたか（学習評価の充実）

各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理を図ること。

⑤子ども一人ひとりの発達をどのように支援するか（子どもの発達を踏まえた指導）

特別な配慮を必要とする子どもたちへの指導として、障がいのある子どもたち、日本語の習得に困難のある子どもたち、不登校の子どもたち等の実態に応じた支援を行うこと。

⑥実施するために何が必要か（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

カリキュラム・マネジメント⁸の実施、家庭や地域社会との連携及び協働、学校間の連携。

⁸ 子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと。新学習指導要領の理念を実現するためには、特に、教科等横断的な視点からの教育活動の改善、教科等や学年を超えた組織運営の改善が求められます。

【子どもの貧困】

- 子どもの貧困は全国的に大きな課題となっています。「平成 27 年における日本の 18 歳未満の子どもの相対的貧困率は、13.9%」⁹であり、約 7 人に 1 人の割合となっています。また、「世帯の所得と子供の学力には明確な関連がある」¹⁰とされています。この課題に対して対策を講じなければ、2030 年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

【質の高い学校教育の持続に向けて】

- 平成 30 (2018) 年に文部科学省が策定した「第 3 期教育振興基本計画」では、学校に求められる役割が増大し、教員に負担がかかっていることが指摘されています。これまでのように、子どものための献身的教員像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続発展することは困難となっています。

教員一人ひとりが限られた時間で専門性を発揮し、学習指導、生活指導、学級経営等を効果的に行うことができるように、業務の役割分担や適正化を図っていくことが必要です。

併せて、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子どもの教育に責任をもち、それぞれの教育機能を発揮し、相互に連携協力しながら子どもを支え、育むことが重要です。

【国際目標 SDGs と教育】

- 2015 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に、2016 年から 2030 年までを対象とした、持続可能な社会を実現するための目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) が記載されました。17 の目標からなる SDGs は、貧困や飢餓をなくし、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることをめざすとしています。

17 の目標には教育が含まれており、新学習指導要領の前文及び総則にも「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられているように、教育の分野においても、SDGs の目標を見据えた取組が求められています。

⁹ 「板橋区子ども・若者計画 2021」20 ページ参照。

¹⁰ 内閣府「子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究 報告書」(平成 29 (2017) 年 3 月)

3 板橋区の現状とめざすべき方向

板橋区においても、社会の変化や学習指導要領等の改訂を受け、今後その動向を踏まえて教育を行っていくこととなります。板橋区を取り巻く状況を考慮し、より効果的な取組を行う必要があります。

【学力の定着・向上】

- 平成 30（2018）年度に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果から、板橋区の児童・生徒の正答率は、全国平均値と同じレベルに達し、ほとんどの教科で全国平均値を超えました。しかし、以前からの課題である無回答率の高さとともに、文意を踏まえ複数の条件に合わせて70～120字程度の文章を書くことに課題があることも新たに見えてきました。
- また、東京都が実施している「児童・生徒の学力向上を図るための調査」においては、小学校・中学校ともに全教科の「読み解く力」に関する問題で東京都の平均正答率を下回っています。
- このことから、学力の定着・向上を抑止している要因として、読み解く力の不足が挙げられます。

読み解く力はどの教科にも関わる基礎的な能力であり、到来が予想されている「超スマート社会」においては、文章や情報を正確に理解し、論理的思考を行うための読み解く力の重要性はさらに増します。

【不登校への対応】

- 板橋区では、不登校の出現率が高いことが課題となっており、家庭の状況や友人関係、学力等、様々な事情で不登校となる児童・生徒がいます。不登校児童・生徒への支援は、在籍校に登校することのみを目標とするのではなく、将来、社会的に自立することをめざす必要があります。
- これらの児童・生徒への対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携、板橋フレンドセンター（適応指導教室）の充実、板橋区子ども家庭支援センター、家庭教育支援チーム等による相談機能、家庭や地域との連携体制の強化が不可欠となります。

【子どもの居場所の確保】

- 家庭や学校以外に安心して誰でも過ごせる、誰でも学べる居場所の確保は、子どもたちの健全育成の上で重要な役割を担っています。
このような場所は集団で遊ぶ・学ぶだけでなく、不登校等の様々な事情を抱える子どもたちの居場所ともなります。
すべての子どもが安心して過ごせ、学べる居場所の確保は引き続き必要となります。

【特別な支援を必要とする子どもへの対応】

- 板橋区においても、特別な支援を必要とする子どもたちの増加に伴い、その対応がますます求められるようになってきています。発達障がいを含めた障がいのある子ども等一人ひとりに対して、障がいの状態や発達の段階に応じた支援が行き届くよう、環境を整備するとともに、特別支援教育に対する教員の専門性や指導力を高めていく必要があります。

【外国籍の子ども等の増加への対応】

- 板橋区では外国籍の子どもや、両親のいずれかが外国籍である子どもが増加傾向にあり、日本語を全く理解できない児童や生徒がいます。そのため日本語の習得に向けた効率的な仕組みづくりが急務となっています。

【子どもの貧困への対応】

- 子どもの貧困は、板橋区でも大きな課題となっています。貧困の世代を超えた連鎖を防ぐには、家庭の経済状況に関わらず、どの子どもも学びの機会を持ち、確かな学力を身に付けられるようにすることを念頭に、教育施策を進めていく必要があります。
- 子どもの貧困については、「板橋区子ども・若者計画 2021」及び板橋区の子どもの貧困対策「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」とも連携して対応していきます。

【教員の長時間勤務の改善】

- 近年、学校に求められる役割や業務量が増大し、日々子どもたちと向き合い努力している教員の負担が増え、長時間勤務の実態が明らかになっています。これは、教員の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下にも関わる重大な課題です。学校現場の現状を関係者すべてが真摯に受け止め、これまで以上に質の高い教育が行えるような環境づくりに取り組むことが喫緊の課題です。

【保幼小中のつながりのある教育の推進】

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、心身の調和のとれた発達を促し、この時期に身に付けるべき資質・能力を育むことが求められています。また、小学校以降の生活や学習につなげるために、区立及び私立幼稚園、保育所等が相互に連携して教育を行っていくことが重要です。
- 一方、幼稚園や保育所等と小学校とでは生活環境や指導の方法・形態の変化が大きく、それを乗り越えることが難しい子どもがいます。幼児期における生活や遊びの中で学習し育まれてきたことが、小学校入学後の各教科等での学習に円滑に接続されるための工夫が求められています。
- また、小中学校では、学習上のつまずきの顕在化や、いわゆる「中1ギャップ」、子どもの生理的成熟の早期化等、学校現場における課題は多様化、複雑化しています。子どもたちにこれからの社会で活躍するために必要な、主体的に課題を発見し解決に導く力や協働して課題解決に取り組む力等が身に付くよう育てることが必要です。そのために、小中学校でめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を通した教育を行うことが重要です。

【学校と地域の連携・協働】

- これからの時代の教育に要請される「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、また、学校が抱える複雑かつ多岐にわたる課題の解決に向けては、保護者や地域の理解・協力が不可欠となります。これまで以上に学校と保護者・地域等が目標や課題を共有し、教育の当事者となり、課題の解決や教育活動の充実を図るため、「板橋区コミュニティ・スクール (ics)」の導入を進める必要があります。

【家庭状況の変化への対応】

- 家庭教育はすべての教育の出発点となります。しかしながら、核家族化、ひとり親家庭の増加、地域社会の変化等により、子どもに関する様々な悩み、不安を抱えながらも身近に相談できる相手がいないという課題があります。
このような課題に対応するためには、学校だけでなく地域に暮らす人々による支援を行う仕組みづくりが必要となります。

【人生 100 年時代の到来と重要性を増す生涯学習への対応】

- 今後の地域社会を持続可能なものとし、また、「人生 100 年時代」における個人の人生を豊かなものにする上で、生涯にわたる学びや、それを通じた他者との対話・協働が不可欠です。そのために、生涯にわたり学び続けることができる機会の充実が求められています。

- 多様な価値観をもった人々がともに学び、その成果を地域に還元する活動を、学校教育と連携・協働しながら展開することで、世代を超えた「学びの循環」の構築をめざしていく必要があります。

- また、板橋区には、板橋グリーンカレッジや板橋区文化団体連合会の活動等、教育委員会が行っているもの以外にも、生涯にわたる学びや地域コミュニティの活性化に関わる取組があります。こうした取組の状況も踏まえ、組織横断的に生涯学習の更なる充実を図っていく必要があります。

第3章



計画における取組

3 計画における取組

取り組むべき事業の 体系と内容

「いたばし学び支援プラン 2021」では、「板橋区教育ビジョン 2025」で掲げる重点施策の体系に基づき、それを具現化するための事業を位置付けています。

計画における事業の 体系 及び 重点施策・個別事業

次の重点施策ごとに、取り組むべき個別の事業とその内容を示しています。

なお、板橋区が抱える教育課題に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くために必要となる資質・能力を育むため、

- ① 保幼小接続・小中一貫教育の推進
- ② 板橋区コミュニティ・スクール（iCS）の導入
- ③ 教職員の働き方改革

を3つの柱として取り組んでいきます。

重点施策 1

確かな学力の定着・向上

重点施策 2

豊かな人間性の育成

重点施策 3

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機
とした教育の推進

重点施策 4

誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境の整備

重点施策 5

保幼小中のつながりある教育の実現

重点施策 6

安心・安全な教育の推進と学校環境の整備

重点施策 7

地域による学び支援活動の促進

重点施策 8

生涯学習社会へ向けた取組の充実

重点施策 9

家庭における教育力向上への支援
すべての方向性に共通する事業

第3章 計画における取組

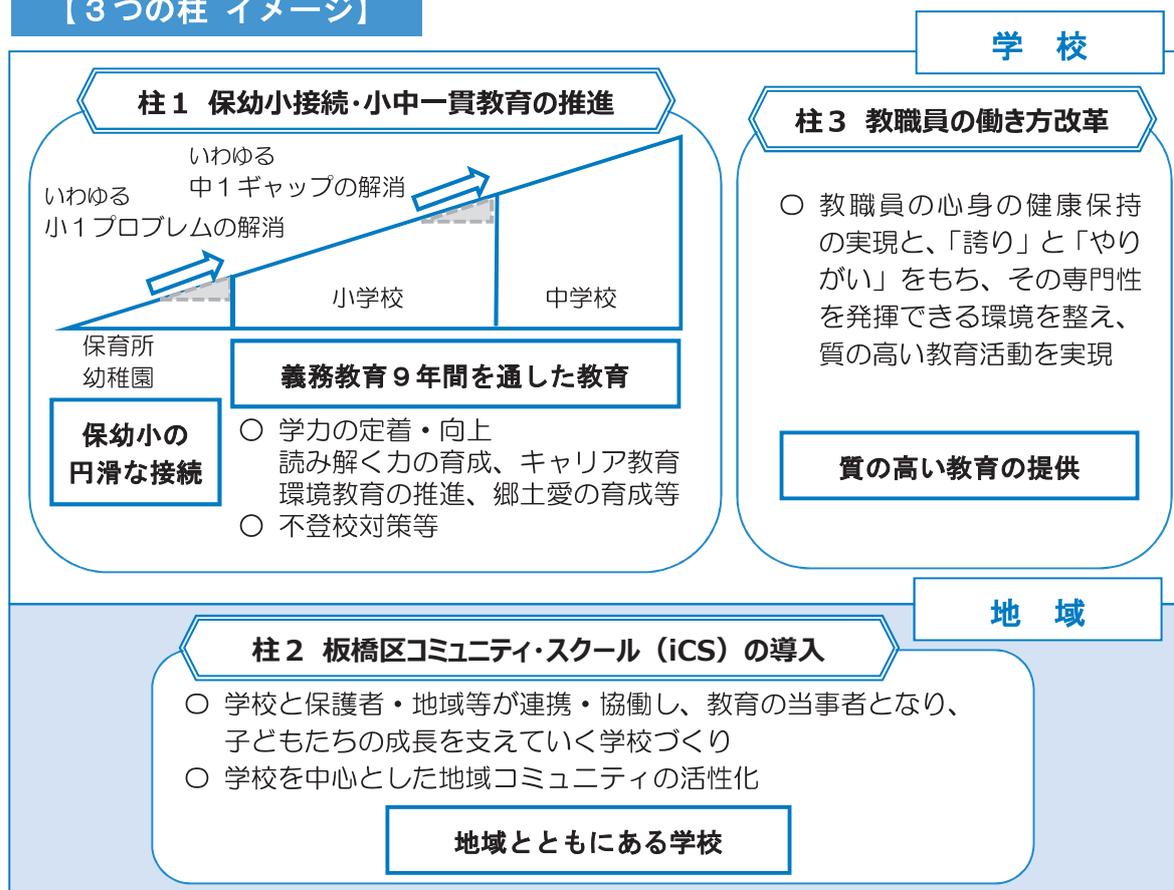
計画における事業の体系

「いたばし学び支援プラン 2021」では、「板橋区教育ビジョン 2025」で掲げる9つの重点施策の体系に基づき、それを具現化する取組として、個別事業を掲載しています。

個別事業は、計画期間の3年間で主に事業量に変化がある事業を「進行管理事業」とし、事業量が一定もしくは検討段階である事業を「その他事業」と位置付けています。

なお、「いたばし学び支援プラン 2021」では、板橋区が抱える教育課題やこれからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成に向け、①保幼小接続・小中一貫教育の推進、②板橋区コミュニティ・スクール（iCS）の導入、③教職員の働き方改革を3つの柱として、部門横断的に取り組んでいきます。

【3つの柱 イメージ】



これからの社会で活躍できる人材の育成

《 重点施策及びその実現のための個別事業 》

- 進行管理事業（3年間で主に事業量に変化がある事業）
- その他事業（事業量が3年間一定もしくは検討段階である事業）

重点施策	個別事業
重点施策 1 確かな学力の 定着・向上	(1) 確かな学力を育てる授業づくりと学習環境の確保 P34 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科等指導専門官の活用 ● 板橋区立学校学級安定化対策事業の実施 ○ ICT環境の整備・活用 ○ デジタル教科書の整備・活用
	(2) 読み解く力の育成 P38 <ul style="list-style-type: none"> ● 読みの力を身に付ける指導の実施 ● 読み解く力の育成を通じた学力向上
	(3) 図書館を活用した学校の読書活動の充実 P40 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館の充実 ○ 区立図書館と学校との連携強化
	(4) 英語力の向上 P42 <ul style="list-style-type: none"> ○ 英語教育の充実 ○ 板橋区版「英語村」の実施
	(5) プログラミング的思考の育成 P44 <ul style="list-style-type: none"> ● プログラミング教育の推進 ○ ロボットプログラミング教室の実施
重点施策 2 豊かな人間性の 育成	(1) キャリア教育の充実 P46 <ul style="list-style-type: none"> ○ 体験活動の充実・アントレプレナーシップ教育の推進
	(2) 環境教育の推進 P47 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「板橋区環境教育推進プラン 2025」に基づく環境教育の推進
	(3) 各校における「学校いじめ未然防止等基本方針」による取組 P49 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校園における「学校いじめ未然防止等基本方針」による取組 ● 板橋区立学校学級安定化対策事業の実施【再掲】

重点施策

個別事業

重点施策 3

東京 2020
オリンピック・
パラリンピック
競技大会を契機
とした
教育の推進

- (1) **オリンピック・パラリンピック教育の推進** P51
- 「もてなしの心」促進事業の推進・拡充
 - 行動体力・防衛体力の向上に向けた取組の推進
 - 板橋区版「英語村」の実施【再掲】

重点施策 4

誰もが希望する
質の高い教育を
受けられる
環境の整備

- (1) **特別支援教育の充実** P54
- 特別支援教室（STEP UP 教室）の導入
 - 特別支援学級の設置
 - 特別支援教育に関する理解啓発
 - 特別支援学級教員の専門性向上
- (2) **不登校対策の推進** P58
- 不登校改善重点校事業の実施
 - 板橋フレンドセンターの充実
 - 板橋区立学校学級安定化対策事業の実施【再掲】
- (3) **中高生勉強会の推進** P60
- 中高生勉強会の推進
- (4) **外国籍の子どもへの対応** P61
- 日本語の能力が十分でない児童・生徒への対応

柱 1 保幼小接続・小中一貫教育の推進

重点施策 5

保幼小中の
つながりある
教育の実現

- (1) **保幼小の円滑な接続** P62
- 幼児期の教育の充実
 - スタートカリキュラムの推進
 - 私立幼稚園との連携による幼小接続の推進
- (2) **小中一貫教育の推進** P66
- 「板橋の i(あい)カリキュラム」の作成及び実践
 - 読みの力を身に付ける指導の実施【再掲】
 - 読み解く力の育成を通じた学力向上【再掲】

重点施策 6
安心・安全な
教育の推進と
学校環境の整備

- (1) 魅力ある学校づくりの推進 P68
- 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の推進
 - 学校の改築
 - 学校の改修
 - 学校施設の整備
 - 給食用設備・備品の更新
- (2) 自分を守り、相手を大切にする教育の推進 P72
- 安全教育の推進
 - 「スマートフォン・携帯電話等情報端末使用ルール」リーフレットの活用
- (3) 安心・安全な放課後の居場所の確保 P74
- 放課後対策事業「あいキッズ」の推進

重点施策 7
地域による
学び支援活動の
促進

柱2 板橋区コミュニティ・スクール(iCS)の導入

- (1) 地域人材による学校支援と参加の促進 P75
- 板橋区コミュニティ・スクール(iCS)の導入
- (2) 子どもたちの健全育成の推進 P77
- 青少年健全育成事業の推進

重点施策 8
生涯学習社会へ
向けた取組の
充実

- (1) 中央図書館の改築・事業拡大と「絵本のまち板橋」の推進 P78
- 中央図書館の改築及び事業の拡充
 - 生涯を通じた読書活動の支援
 - 「絵本のまち板橋」の推進
- (2) 世代を超えた「学びの循環」に向けた支援 P81
- 中高生・若者支援の拡充と活性化
 - プラネタリウムの改修
- (3) 板橋区の歴史・産業・文化の発信による新たな魅力・価値の創出 P83
- 板橋区史跡公園(仮称)の整備
 - 旧粕谷家住宅の公開
 - 郷土資料館の展示再整備
 - 赤塚地域スタンプラリーの開催

重点施策

個別事業

重点施策 9

家庭における
教育力向上への
支援

(1) 家庭教育支援の推進

P87

- 家庭教育支援チームの拡充

柱3 教職員の働き方改革

すべての方向性に
共通する事業

(1) 教職員の働き方改革

P89

- 教職員の働き方改革

(2) 区民が身近に感じる教育委員会の実現

P91

- 広報活動の充実
- 主体的に働きかける教育委員会の充実

重点施策 1

確かな学力の定着・向上

(1) 確かな学力を育てる授業づくりと学習環境の確保

- 子どもたち一人ひとりの学力を定着・向上させていくためには、「わかる・できる・楽しい授業」づくりが重要です。
- 学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応する力等をすべての子どもたちが身に付けられるようにするためには、授業規律を整え、共通した指導の視点で授業が展開されることが必要と捉え、平成 27 (2015) 年度に「板橋区授業スタンダード」を策定しました。これには、授業革新の推進の視点や、実際に授業を行う際の 1 単位時間の学習の流れが示されています。策定以降、全小中学校の教員が「板橋区授業スタンダード」を基盤とした授業革新に取り組み、さらに、新学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」につながる質の高い授業をめざしています。

「板橋区授業スタンダード」(平成 31 (2019) 年度)

- 授業革新推進の視点
 - ・ 問題解決型・探究型の授業
 - ・ 協働学習の導入
 - ・ 指導と評価と支援の一体化
- 授業におけるマナー・ルールの徹底 (学びのエリアでの共通化)
- ICT 機器 (電子黒板・タブレットパソコン等) の活用
- 1 単位時間の学習の基本的な流れ
 - めあて (学習の目標) の提示
 - ・ ひとりで学ぶ時間の確保
 - ・ ペアワーク、グループワーク等による、子ども同士で学び合い、教え合う時間の確保
 - ・ 教科書を正しく読んだり、書いたりする活動の設定
 - 学習のまとめ・振り返りの実施

- また、授業革新を効果的に行うため、授業力の高い教員を「板橋区教科等指導専門官」に任命し、授業の公開や、若手教員等の授業づくりに対する指導・助言を行います。
- 学力の定着・向上のためには、学習環境を整えることも重要です。
そのうち、教員による学級経営の面では、子どもたちが力を十分に発揮し主体的・協働的に学習に取り組める環境を整えるため、平成 28（2016）年度から、学校生活への意欲や学級に対する満足度を把握することができるアセスメントを導入しています。今後もこれを活用した学級の安定化を進めていきます。
また、授業づくりを支える ICT 環境の面では、平成 27（2015）年度から順次導入を行ってきた ICT 機器及びデジタル教科書の今後の充実について検討を行います。

【 事業の概要 】

① 教科等指導専門官の活用（指導室）

平成 30（2018）年度から、教科等における高い授業力がある教員の中から、板橋区教育委員会が「板橋区教科等指導専門官」を任命しています。任命された教員は、各学期に 1 回模範となる授業を公開するとともに、若手教員等に対し、研修を通じて授業づくりについての指導・助言を行います。

教科等指導専門官の指導・助言により、「板橋区授業スタンダード」を基盤とした授業や、教科等の特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、教員の更なる授業革新を図ります。

目 標	3 年間の取組
教科等指導専門官の指導・助言により、「板橋区授業スタンダード」を基盤とした授業や、教科等の特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、教員が授業革新に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・「板橋区教科等指導専門官」の任命 ・教科等指導専門官による授業公開を各学期に 1 回実施 ・教科等指導専門官による研修を通じた若手教員への指導・助言

② 板橋区立学校学級安定化対策事業の実施（指導室）

学力の定着・向上を図るためには、子どもたち一人ひとりが自己の力を発揮し、主体的・協働的に学習に取り組むことのできる学習環境を整えることが必要です。

学校生活における満足度や意欲、学級集団の状態を把握することのできるアセスメントを小学校第5・6学年及び中学校第1・2学年で実施し、教員の日常の観察や面接では把握できない個人の内面や学級集団と個人との関係を、客観的に捉えることができるようにします。児童・生徒一人ひとりの特性や心情、学級全体の状況を教員が的確に把握し指導に生かすことで、安心して落ち着いて学習できる環境づくりを図ります。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
アセスメントを実施し、安定した学習環境を整える。	①アセスメントの効果的な活用を推進するため、活用に関する説明会を開催する。 ②アセスメントを実施し、安定した学級集団づくりを行う。	①活用に関する説明会を開催する。 ②アセスメントを実施し、安定した学級集団づくりを行う。	①活用に関する説明会を開催する。 ②アセスメントを活用した取組を実践し、学級の安定化や学力向上の取組について効果検証を行う。

③ ICT 環境の整備・活用（教育支援センター）

板橋区では、「わかる・できる・楽しい授業」や、児童・生徒の「興味・関心・意欲を引き出す授業」を実現させ、自ら考え判断し、表現できる力を育むことの必要性から、授業革新をめざして、電子黒板やタブレット端末等の ICT 機器及び無線 LAN 環境を整備してきました。

今後は、未整備となっている少人数教室や特別教室への整備拡大を検討するとともに、研修や ICT 支援員によるサポートを継続して行うことにより、教員が意欲的に創意工夫して ICT 機器を活用し、最終的に機器の操作や効果的な活用方法が学校に浸透したものとなるようにしていきます。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ ICT 機器の機能を効果的に活用し、「わかる・できる・楽しい授業」を展開する。 ○ 児童・生徒の学習への興味・関心を高める。 ○ 教員と児童・生徒が相互に情報伝達を図ったり、児童・生徒同士が教え合い、学び合う協働学習を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子黒板等 ICT 機器の運用・保守、更改 ・タブレット端末・無線 LAN の運用・保守

④ デジタル教科書の整備・活用（教育支援センター）

板橋区では、ICT 機器の整備と合わせて、小学校算数、中学校数学・英語の指導者用デジタル教科書を順次導入しました。

指導者用デジタル教科書は、教科書等の内容をそのまま拡大表示するだけでなく、任意の箇所を拡大、任意の文章の朗読、動画表示等の機能を有しています。電子黒板の機能と併せて活用することで、表示した教科書へのマーキングや補足説明の追記等が可能となり、児童・生徒にとって分かりやすく、理解の深まる授業につながります。

今後は、教科書採択に合わせて指導者用デジタル教科書の整備を行うとともに、導入教科の拡大を検討していきます。また、学習者用デジタル教科書については、国や東京都、他自治体の動向を踏まえつつ、その効果等について研究していきます。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者用デジタル教科書を活用し、分かりやすく理解が深まる授業を実現する。 ○ 電子黒板との効果的な併用により、児童・生徒の関心や授業への集中力を高め、学力を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済のデジタル教科書（小学校算数、中学校数学・英語）の効果検証 ・導入教科の拡大検討

(2) 読み解く力の育成

- 教科書の文章や問題文の意味や意図を正しく読み取る「読み解く力」は、すべての教科の学習、ひいては就業や日常生活にも影響するものです。やがて到来する「超スマート社会」においては、「読み解き表現する力」「論理的思考力」「情報活用能力」が非常に重要であるとも言われており、これからの時代を生きる子どもたちには、文章や情報を正確に理解し、論理的思考を行う基礎となる「読み解く力」がより一層必要となります。
- 文章を読み解く前提として、言葉や文を正しく読む力が必要です。日本語の「読み」の中には変則的なものもあり、学習につまずく前やつまずきが深刻化する前に、早期の指導・支援を行うことが重要となります。

【事業の概要】

① 読みの力を身に付ける指導の実施（指導室）

特につまずきの多い「特殊音節（のびる音、つまる音、ねじれる音）」¹¹を中心とした指導・支援を行い、早期に、確実に読みの力を習得させることをめざします。

読みのつまずきに関するアセスメントとそれに対応した指導用教材を使用し、アセスメントの結果を基に、児童の読みの力の段階に応じた指導を行います。

子どもたちに、すべての学習の基礎となる、言葉や文を正しく読む力を身に付けさせることで、学力向上につなげていきます。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
読むことのつまずきを解消し、学力向上につなげる。	①模擬授業の実施 ②各小学校でアセスメントの実施及び指導・支援 ③活用推進校における実践事例の周知	①模擬授業の実施 ②各小学校でアセスメントの改善・実施及び指導・支援	①模擬授業の実施 ②各小学校でアセスメントの改善・実施及び指導・支援

¹¹ のびる音…母音を伸ばしたもの。長音。例：「おかあさん」「ふうせん」
つまる音…「つ」で表記されるもの。促音。例：「せっけん」「かっぱ」
ねじれる音…「ゃ」「ゅ」「ょ」で表記されるもの。拗音。例：「しゃしん」「ちょきん」

② 読み解く力の育成を通じた学力向上（指導室）

文章の仕組みや意味を正しく理解するために必要な「基礎的な読む力」を測るテストを実施します。テストの結果は6つの分類¹²において分析し、児童・生徒の実態を客観的に把握します。その上で、「読み解く力」を育成する指導方法や教材等について、全小中学校・全学年で、教育委員会と学校が協働して実践と研究に取り組みます。

研究結果を踏まえて全小中学校で取組を推進することにより、読み解く力の向上を図り、所属学年各教科の教科書の文章を正しく読めるようにするとともに、「全国学力・学習状況調査」の平均正答率を東京都と同等にすることを目標とします。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
読み解く力を育成し、「全国学力・学習状況調査」の区の平均正答率を東京都の平均と同等にする。	①「基礎的な読む力」を測るテストを実施する。 ②学びのエリアの指定校を指定し、全小中学校でテストを活用した研究に取り組む。 ③小中学校教員による研究・研修組織において、読み解く力を向上させるための指導事例を研究する。	①「基礎的な読む力」を測るテストを実施する。 ②学びのエリアの指定校の取組を参考にしながら各学校で取り組む。 ③各教科等の指導事例についてのリーフレットを作成し、教員及び保護者へ周知する。	①「基礎的な読む力」を測るテストを実施し、効果検証を行う。 ②テストを活用した取組を学びのエリアごとに実践し、効果を検証する。 ③9年間の指導計画を作成し、全小中学校全教員で実践する。

¹² 係り受け解析（文の構造を正しく把握する。）
照応解決（代名詞が何を指しているかを正しく認識する。）
同義文判定（与えられた二文が同義かどうかを正しく判定する。）
推論（既存の知識と新しく得られた知識から論理的に判断する。）
イメージ同定（文と図を正しく対応づける。）
具体例同定（辞書の定義を用いて新しい語彙とその用法を獲得できる。また、理数的な定義を理解し、その用法を獲得できる。）

(3) 図書館を活用した学校の読書活動の充実

- 学力には、読書が大きく影響します。「板橋区子ども読書活動推進計画 2020」では、平成 27 (2015) 年の「全国学力・学習状況調査」における板橋区内の結果を分析したところ、「読書が好き」と回答した児童・生徒は、国語、算数、数学ともに全国の平均正答率を上回り、「読書が好きではない」と回答した児童・生徒は、国語、算数、数学ともに全国の平均正答率を下回っていたことから、読書と学力の相関関係を述べています。
- 学校における読書活動を支えるものとして、校内にある学校図書館の活用や、区立図書館による支援があります。これらの充実により、学校における児童・生徒の読書活動を豊かにし、学力向上につなげます。

【 事業の概要 】

① 学校図書館の充実 (学務課・中央図書館)

学校図書館の環境整備については、これまで司書の配置や中央図書館によるボランティア (図書館サポーター) の派遣、学校支援地域本部による活動、学校図書館に整備すべき標準図書数の達成により充実を図ってきました。

今後は、司書配置の効果 (開館時間の拡大、貸出冊数の増加による児童・生徒の読書活動の活性化等) を検証するとともに、各学校での効果的な事例を共有し、学校図書館の一層の充実を図ります。また、図書館サポーターの配置を進めていきます。

学校図書館が児童・生徒の読書センター、学習・情報センターとしての機能を果たすことにより、読書活動・学習活動の活性化を図ります。

目 標	3年間の取組
学校図書館の児童・生徒の読書センター、学習・情報センターとしての機能を充実し、読書を通じた子どもの育成を図る。	<ul style="list-style-type: none">・ 全校の標準図書数の維持・ 司書配置の効果検証・ 各学校の事例の共有・ 図書館サポーターの配置

② 区立図書館と学校との連携強化（中央図書館）

区立図書館では、学校への積極的な情報発信や支援等、様々な取組を行うことで、児童・生徒の読書活動を推進し、学力向上の一助となることをめざしています。

今後は中央図書館を中心に、全区立図書館において読書のきっかけづくりと習慣化をめざし、「小学生用読書通帳」「中学生用読書通帳」の活用・定着を図ります。学校現場と意見交換を重ね継続的に取り組むほか、講座等の出前事業を実施します。さらに、読書活動から、考える力や表現する力を高める取組として、「図書館を使った調べる学習コンクール」事業への参加につなぐほか、「読書感想文コンクール」の実施においても、小中学校と体系的な連携を進めます。

目 標	3年間の取組
学校への積極的な情報発信や支援を行うことで、児童・生徒の読書活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場との意見交換による読書通帳の活用・定着 ・学校への出前事業の実施 ・調べる学習コンクール事業への参加校拡大のための活動（相談会の拡充等） ・読書感想文コンクール（小中学校ごとの実施）における学校との連携

(4) 英語力の向上

- 新学習指導要領では、小学校において第5・6学年で外国語科、第3・4学年で外国語活動が新設されました。また、小中学校ともに「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り・発表）」、「書くこと」という4技能を通した英語教育の充実が必要となっており、これら4技能をバランスよく育成することが求められます。
そのために、ALT (Assistant Language Teacher 小中学校に配置している外国人指導員)、ICT 機器やアセスメントツールを活用した取組を行います。
- また、中学生をマレーシアへ派遣する海外派遣事業や、英語のみを使用して海外生活を疑似体験する「英語村」を実施し、英語力とともに国際理解や多文化共生の考え方を育成します。
- 中学校卒業段階で CEFR¹³ A1 (英検3級) 程度以上の英語力をもつ生徒を50%以上にすることを目標として、英語力の向上を図っていきます。

【 事業の概要 】

① 英語教育の充実 (指導室・教育支援センター)

小学校においては、外国語科の新設等に対応し、ALT を活用して児童がネイティブの英語に触れ、外国人とコミュニケーションを取る場面を増やすことで、英語に対する意欲を向上させるとともに、異文化コミュニケーションの楽しさを学ぶことができるようにします。併せて、教員の研修を行います。中学校においては、ALT や ICT 機器、デジタル教科書を活用するとともに、英語力アセスメントツールにより生徒の4技能の能力を的確に把握した上で効果的な指導事例を開発し、実践していきます。

¹³ Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment (外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠)。外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられる国際的な指標で、「第3期教育振興基本計画」においても英語力の指標として用いられています。外国語の運用能力を基礎段階から熟練まで A1、A2、B1、B2、C1、C2 の6つのレベルで表し、文部科学省が作成した対照表では、A1 は英検3級相当とされています。

また、平成 29（2017）年度から実施している中学生海外派遣事業を継続して行います。もともと使われている言語とは別に英語を広く使用しているマレーシアは、生徒が英語を身に付け実際に活用できるようになる上で非常に有効な環境です。ホームステイや学校訪問、ペナン植物園への表敬訪問等の実体験を通して、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育て、帰国後はその経験を自校及び小学校等に伝え共有します。

目 標	3年間の取組
児童・生徒の4技能をバランスよく育成することで、中学校卒業段階でCEFR A1（英検3級）程度以上の英語力をもつ生徒を50%以上にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ALT・ICT 機器・デジタル教科書の活用 ・生徒の4技能の能力を踏まえた効果的な指導の実践 ・中学生海外派遣事業の実施

② 板橋区版「英語村」の実施（生涯学習課）

児童・生徒を対象として、英語の学習意欲の向上と国際的な視点の育成を目的に、英語のみを使用し海外生活を疑似体験できる場を提供します。カードゲームやアクティビティを取り入れ、入国審査や飛行機内、海外生活等で使用する英会話を楽しみながら学ぶことにより、英語に親しみを感じ、苦手意識を軽減または払拭して、積極的にコミュニケーションする意欲を引き出します。

さらに、外国人講師と交流をもつことで、国際理解や多文化共生の考え方を育成できるほか、英語を通じ、将来の仕事観や自分の将来像について考える機会も得られます。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の英語の学習意欲の向上 ○ グローバル人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区版「英語村」の実施 ・効果検証 ・実施回数・場所・プログラムの検討

(5) プログラミング的思考の育成

- 小学校の新学習指導要領では、情報活用能力の育成を図るため「プログラミング的思考」¹⁴を育むこととされています。コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力は、これからの社会を生きていく子どもたちにとって、AI を活用する能力として将来どのような職業に就くとしても極めて重要なものとなります。
- プログラミング教育は新しい教科としては設置されないため、実際に授業を行うにあたっては、各校で指導計画等を作成する必要があります。区として基本となる指導計画等を作成し、全小学校で一定の水準のプログラミング教育が行われるようにします。
- 学校教育以外にも、教育科学館でロボットプログラミング学習事業を実施し、学校におけるプログラミング教育を補完します。

プログラミング教育のねらい

- ① 「プログラミング的思考」を育むこと。
- ② プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと。
- ③ 各教科等での学びをより確実なものとする。

【 事業の概要 】

① プログラミング教育の推進（教育支援センター）

小学校で一定の水準のプログラミング教育を行うために、「板橋区プログラミング教育指導計画」を策定し、基本となる指導計画等を作成します。策定にあたっては、プログラミング教育推進委員会を設置し、平成 30（2018）年度から行っているプログラミング教育推進校の取組内容も踏まえながら進めていきます。

¹⁴ 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく思考のこと。

作成した指導計画等を全小学校の教員へ配付し、各校で授業実践を行い、プログラミング教育を推進します。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
「板橋区プログラミング教育指導計画」を策定し、全小学校にプログラミング教育における指導内容の普及・啓発を図り、子どもたちの「プログラミング的思考」を育む。	①プログラミング教育推進委員会を設置する。 ②定期的に3部会(算数、理科、総合的な学習の時間)を開催し、「板橋区プログラミング教育指導計画」を策定する。	定期的に3部会を開催し、「プログラミング教育指導計画」に基づいた実践事例等を作成、全小学校の教員に配付し、プログラミング教育の推進を図る。	「プログラミング教育指導計画」に基づいた授業実践を公開し、プログラミング教育の推進を図る。

② ロボットプログラミング教室の実施（生涯学習課）

教育科学館の専門性や設備を活用し、小中学生を対象として、家庭や学校では触れる機会の少ないロボットを利用したプログラミング学習の講座を開催します。

習熟度に応じた複数コースを設定し、パソコンやロボットの取扱方法から、センサー等を使用してロボットに次の動きを判断させるプログラムを作るまで、段階的に技術を習得できるようにします。

また、講座修了者を中心としたチームを結成し、ファーストレゴリーグ¹⁵に参加します。リーグでは、プログラミングだけでなくプレゼンテーション能力も求められるため、それらを総合的に学習しつつプログラミング的思考を養っていきます。

目 標	3年間の取組
○ プログラミング的思考の育成 ○ 板橋区の理科教育水準の向上	・習熟度別ロボットプログラミング教室の実施 ・ファーストレゴリーグチームの育成・大会出場

¹⁵ 9歳～16歳の青少年を対象とした世界最大規模の国際的なロボット競技会で、日本では2004年から開催されています。参加する子どもたちはチームを編成し、競技用ロボットの製作及びプログラミング、研究発表のための情報収集とプレゼンテーションを行います。

重点施策 2

豊かな人間性の育成

(1) キャリア教育の充実

- 新学習指導要領では、児童・生徒が働くことの現実や自己の将来について意識し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しつつ、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けていくことを、キャリア教育の中心的課題としています。学校は特別活動を中心としつつ、各教科等の特質に応じてキャリア教育の充実を図ることが求められています。
- 全小中学校におけるキャリア教育で、学校と社会が連携・協働し、子どもたちが多様な人々と関わりながら学ぶ環境を整えていきます。

【 事業の概要 】

体験活動の充実・アントレプレナーシップ教育の推進（指導室）

学校と区内の企業や商店街等との連携を図り、組織的にカリキュラム・マネジメント¹⁶を行い、年間指導計画に位置付けた体験活動を促進します。児童・生徒が体験活動を通し、自己肯定感や自己有用感を高め、自分の役割を果たしつつ自分らしい生き方を実現していくこと、働くために学ぶことへの意欲を醸成します。

また、学校と企業や商店街等と連携したキャリア教育（職場体験活動、起業家体験活動（アントレプレナーシップ教育）等）の取組の様子を広く知っていただくため、区ホームページで発信します。

目 標	3年間の取組
体験活動（職場体験や起業家体験等）を通して社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けた児童・生徒を育成する。	・地域・区内の企業や商店街等と連携した学習を実践する。 ・実践事例を区ホームページで紹介する。

¹⁶ 21 ページ脚注参照。

(2) 環境教育の推進

- 板橋区は環境への取組として全国に先駆けて緑のカーテンを提唱し、全学校園で実践しています。
- また、平成 27 (2015) 年度に策定された「板橋区環境教育推進プラン 2025」に基づき、効果的な環境教育を進めていくため、テキスト「未来へ」を活用し、全小中学校で環境教育の充実を図っています。
- 小学校 2 校、中学校 1 校がユネスコスクール¹⁷に加盟申請し、このうち小学校 2 校が平成 30 (2018) 年度、加盟校として認定されました。今後も、ユネスコスクール加盟校及び申請校を拠点として、ESD¹⁸の考え方を取り入れた環境教育を推進し、SDGs¹⁹の実現につなげます。

【 事業の概要 】

「板橋区環境教育推進プラン 2025」に基づく環境教育の推進（指導室）

各学校園において、「板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム」に基づき、テキスト「未来へ」やエコポリスセンター、地域人材等を活用し、各教科等を通して環境教育に取り組みます。FEEL（関わる・知る・感じる）、THINK（主体的に問題解決をする）、ACT（これまで身に付けた力を活用し、行動に移す）の 3 つの段階で環境教育を行うことで、幼児・児童・生徒の「環境についての感受性、共生や思いやりの心」、「環境に対する見方・考え方」、「環境に働きかける実践力」を育成します。

¹⁷ ユネスコの理念を実現するための実践を行う学校で、世界中の学校との交流を通じて情報や体験を分かち合うこと、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展をめざすことを目的として活動を行います。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置付けています。

¹⁸ Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）。環境を含む様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動を指します。

¹⁹ 22 ページ参照。SDGs の 17 の目標には気候変動への対応や海・陸の豊かさを守ること含まれています。板橋区ではユネスコスクールを拠点として、SDGs の実現につながる ESD に環境の分野で取り組んでいます。

ユネスコスクール加盟校及び申請校は、幼児・児童・生徒がエコポリスセンターから「子ども環境大使」として任命され、ESDを推進する拠点となります。児童会や生徒会の活動、地域との連携による清掃等、各校の特色を生かした取組を行い、エコポリスセンターで発表しています。こうした活動をESDの考え方に基づいて行うことにより、人格の発達や、自律心、判断力、責任感等の人間性と、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる力を育成します。

目 標	3年間の取組
幼児・児童・生徒の「環境についての感受性、共生や思いやりの心」、「環境に対する見方・考え方」、「環境に働きかける実践力」を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園において、「板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム」に基づいて環境教育に取り組む。 ・ユネスコスクール加盟校及び申請校においてESDを先進的に推進する。

(3) 各校における「学校いじめ未然防止等基本方針」による取組

- 平成 25 (2013) 年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、板橋区においても平成 26 (2014) 年 10 月より「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」を施行し、「板橋区いじめ防止対策基本方針」を策定しました。また、各学校園で「学校いじめ未然防止等基本方針」を策定し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を図っています。
- 全学校園で「いじめ見逃しゼロ」を掲げ、いじめを認知する感度を高め、軽微ないじめも見逃さず、いじめの解消に向けて組織的に対応するように努めていますが、近年のいじめの複雑化、多様化により解決が困難な事例も増加しているのが現状です。
- いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為です。いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るとの認識のもと、教職員が組織的に対応するとともに、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、解決に導いていかなければなりません。

【 事業の概要 】

① 各学校園における「学校いじめ未然防止等基本方針」による取組 (指導室)

各学校園では、いじめ防止の取組の基本的な方向や内容を「学校いじめ未然防止等基本方針」に定め、いじめのアンケートを年 3 回以上実施しています。また、年 3 回以上いじめに関する校内研修及び授業を実施し、授業は年 1 回以上保護者や地域に公開します。こうした取組により、いじめに関する教職員の感覚を鋭敏にし、軽微ないじめを見逃さずに的確に認知し、情報共有のもと、組織的な対応が行えるようにします。

さらに、全中学校の生徒会役員を対象とした生徒会交流会やいじめシンポジウムを実施し、子どもたち自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動する力を身に付けられるようにします。

目 標	3年間の取組
いじめは、いじめを受けた子どもの生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であることについて、子どもの理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の基本方針に基づく、いじめに係る研修 年3回以上の授業 年3回以上のアンケートの実施 ・ 生徒会交流会、いじめシンポジウムの実施

② 板橋区立学校学級安定化対策事業の実施（指導室）【再掲（36 ページ参照）】

学校生活における満足度や意欲、学級集団の状態を把握することのできるアセスメントを小学校第5・6学年及び中学校第1・2学年で実施します。個人の内面や学級集団と個人との関係を教員が客観的に把握することで、いじめの早期発見・早期対応や深刻化の予防につなげます。

重点施策 3

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、板橋区では、平成 27 (2015) 年度に「板橋区オリンピック・パラリンピック教育プラン」を策定し、全学校園で「いたばし5つの取組」として、「まなぶ・うごく・かかわる・ふれあう・もてなす」の視点で実践を行うこととしました。平成 28 (2016) 年度からは、『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針」に基づく事業が始まり、これらを組み合わせて全学校園で各教科等の実践を積み重ねています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、全学校園で取組を継続します。大会後も、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、学校において、子どもたち一人ひとりの人生の糧となる取組を、家庭や地域の方々と連携しながら実践していきます。
- 全学校園で体力テスト等を実施し、板橋区及び各学校園の幼児・児童・生徒の体力や運動能力についての現状を把握しています。この分析を基に「一校園一取組」²⁰や「走快プロジェクト」²¹等を視点とした体力向上推進計画を作成し、行動体力²²の向上に向けて取り組んでいます。また、体力向上推進委員会において、行動体力・防衛体力²³の向上に向けた取組事例を紹介するリーフレット等を作成して、各学校園や家庭へ周知を図っています。

²⁰ 「総合的な子どもの基礎体力向上方策」(東京都教育委員会)に基づき、全学校園で子どもたちの体力向上に向けた具体的な目標を設定し、実態に応じた特色ある取組を推進する運動。

²¹ 1日平均1時間程度の運動習慣を定着させることをめざして、各学校園で子どもたちの実態に応じた取組を行うことにより、全身持久力を伸ばしていく活動。

²² 生活や健康維持等のために、積極的に身体活動に活用される体力。

²³ 免疫力も含めた人間に備わっている能力を活用し、運動、疲労、また、気温の変化、化学物質、病原体等の多種多様なストレスに耐え、健康を積極的に維持し、けがや障害から身を守ろうとする自動調節能力。

- 防衛体力に関しては、食を通じた体力向上の点から、食育を含めて取り組んでいます。また、学校給食においても、区内及び区と交流のある都市の農産物を使用した献立のほか、学校ごとに食材準備体験や箸の使い方等の取組を実施し、家庭に向けた情報発信も行っています。
- 今後も、各学校園の課題を踏まえた取組により、子どもたちの体力向上をめざします。

【 事業の概要 】

①「もてなしの心」促進事業の推進・拡充（指導室）

「板橋区オリンピック・パラリンピック教育プラン」に基づき、小中一貫教育推進の視点を加え、中学校区を中心とした区内 22 の各学びのエリアでの「めざす子ども像」を踏まえた取組を実施して、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

大会後も、スポーツや国際交流、伝統・文化理解、高齢者・障がい者との触れ合い、ボランティア等の体験学習を中心とした学習を大会のレガシーとして、学びのエリアの特色を生かしつつ継続するとともに、板橋区と関係の深いイタリア・マレーシア・カナダ・中国・モンゴルの国々に関わる取組を実施します。

オリンピック・パラリンピック教育を通して児童・生徒の自尊感情や自己有用感を高めるとともに、スポーツに親しみ、日本人としての自覚と誇りをもち、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人材を育成します。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
児童・生徒の自尊感情や自己有用感を高めるとともに、スポーツに親しみ、日本人としての自覚と誇りをもち、多様性を尊重する人材を育成する。	①重点校を指定し、「もてなしの心」促進事業を推進する。 ②各学びのエリアでの「めざす子ども像」を踏まえた取組を実施する。	①重点校を指定し、「もてなしの心」促進事業を推進する。 ②各学びのエリアでの「めざす子ども像」を踏まえた取組を実施する。	①東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、学びのエリアの特色を生かした取組を実施する。 ②板橋区と関係のある国に関わる取組を実践する。

② 行動体力・防衛体力の向上に向けた取組の推進（指導室）

体力向上推進委員会を設置し、行動体力及び防衛体力の視点から、幼児・児童・生徒の体力向上策について検討し、取組を推進します。

行動体力については、全学校園で運動能力調査（幼稚園）及び新体力テスト（小中学校）を実施し、板橋区の子どもたちの現状を把握・分析します。分析を基に作成する体力向上推進計画に、「一校園一取組」「走快プロジェクト」を取り入れ実施します。

防衛体力については、「全国学力・学習状況調査」の結果を活用して防衛体力及び食育の課題を分析した上で、実践事例を作成し、全学校園で共有することにより、実践に生かすとともに家庭にも啓発していきます。

このように、各学校園の行動体力、防衛体力、食育の課題を踏まえ、具体的な目標を設定して取組を行うことにより、健康で安全な生活を保持増進し、体力の向上につなげます。

目 標	3年間の取組
体力向上推進委員会の取組の成果を全学校園及び保護者に対し普及・啓発し、幼児・児童・生徒の体力向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校園で体力向上推進計画を作成する。 ・授業実践を行い、教育データベースを活用して取組内容を発信・共有する。

③ 板橋区版「英語村」の実施（生涯学習課）【再掲（43 ページ参照）】

児童・生徒を対象として、英語の学習意欲の向上と国際的な視点の育成を目的に、英語のみを使用し海外生活を疑似体験できる場を提供します。外国人講師と英語を使って積極的にコミュニケーションを図ることを通して、国際理解や多文化共生の考え方を育成します。

重点施策 4

誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境の整備

(1) 特別支援教育の充実

- 国や東京都の調査結果²⁴によると、発達障がいの可能性のある児童・生徒は、区立小中学校のほとんどの学級に在籍していると思われます。板橋区では発達や情緒面で特別な支援を必要とする児童・生徒への配慮の推進に向けて「障害者差別解消法ハンドブック」を作成し活用するとともに、全小学校に特別支援教室（STEP UP 教室）を整備してきました。今後は、全中学校に特別支援教室（STEP UP 教室）を整備します。
- また、小中学校で教科書を読むことに困難を抱えている子どもたちへの対応として、教科書デジタルデータ²⁵を導入し、読むことの負担を軽減して内容の理解に集中できる環境を整備しています。
- 特別支援教育を充実させるためには、周囲の理解も重要な要素となることから、理解促進のための事業を行い、本人の力を発揮しやすい環境を作り出します。また、特別な支援を必要とする幼児の受入れについて、区立幼稚園と私立幼稚園の連携を進めます。
- さらに、区立学校の特別支援学級教員が指導方法を十分に身に付けられる仕組みを構築し、指導力の向上を図り、特別支援学級における指導の質を高めていきます。

²⁴ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（平成 24（2012）年 12 月）によれば、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示しており、発達障がいの可能性のある、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、小中学校の通常の学級に約 6.5%の割合で在籍しているという結果が出ています。また、東京都教育委員会が平成 26（2014）年・27（2015）年に実施した実態調査では、通常の学級に在籍する発達障がいと考えられる児童・生徒の割合は、小学校で 6.1%、中学校で 5.0%という結果となっています。

²⁵ 教科書の内容をデジタル化した、タブレット端末で読む教科書。文字の拡大・ルビの表示・色の強調・音声再生等の機能があり、個々のニーズに合わせて使用することができます。

【 特別支援学級 】

特別支援教育に係る学級の総称です。

板橋区には、知的障がい、聴覚・言語障がい、情緒障がい等という種別の学級があり、学籍により次の2つの種類があります。

- ・ **固定学級**・・・学籍のある学級で、子どもたちは毎日通って学習します。
(知的障がい)
- ・ **通級指導学級**・・・通常は在籍校で学習しますが、障がいの状態や学習の状況に合わせた指導を受けるため、決められた日時・場所に通う学級です。
(聴覚・言語障がい、情緒障がい等)

【 特別支援教室（STEP UP 教室） 】

情緒障がい等通級指導学級に代えて順次設置しています。全小学校に設置済みで、中学校は平成 30（2018）年度から設置を始めています。この教室の設置により、在籍校で指導を受けることが可能になります。

指導は、発達障がい等の指導に特化した巡回指導教員が行っています。巡回指導教員は拠点校を本務校として、巡回校 2～3 校を訪問しています。

※板橋区では、区内の特別支援教室の総称を「STEP UP（ステップアップ）教室」としています。

【 事業の概要 】

① 特別支援教室（STEP UP 教室）の導入（指導室）

小学校は全校に設置し、中学校にも平成 30（2018）年度から順次設置して、巡回指導を実施しています。平成 33（2021）年度までに全中学校に設置します。STEP UP 教室の導入により、巡回指導教員が毎週、指導対象の児童・生徒の在籍校に行き、在籍学級担任等との連絡を密に行うことで、より一層の情報の共有とそれを生かした指導が可能となります。また、巡回指導教員のほか、東京都教育委員会から特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等による巡回が行われ、各校の STEP UP 教室の円滑な運営と指導・支援の充実を促進します。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
全中学校に STEP UP 教室を設置し、特別な支援を必要とする生徒が適切な指導を受けられる体制をめざす。	①中学校STEP UP 教室新規設置（拠点校 1 校、巡回校 4 校） ②中学校STEP UP 教室新規設置準備（拠点校 2 校、巡回校 10 校） ③巡回指導教員研修実施（年 3 回）	①全中学校 STEP UP 教室巡回指導試行実施 ②巡回指導教員研修実施（年 3 回）	①全中学校 STEP UP 教室巡回指導完全実施 ②巡回指導教員研修実施（年 3 回）

② 特別支援学級の設置（指導室）

教育上特別な支援を必要とする子どもたちの増加に対応するため、新たな特別支援学級の設置を検討します。

現在、言語障がい通級指導学級は志村第三小学校と上板橋小学校に設置していますが、指導児童数の増加や遠方からの通級による負担に対応するため、新たに 1 校の設置を検討します。

また、知的障がい特別支援学級は、現在設置されていない地区があります。児童・生徒の通学の利便を考慮すると、各地区への設置が必要と考えられますが、一方で、教室の確保が困難という現状もあります。児童・生徒数の増加の推移を見ながら、学校の校舎改築や改修の予定と合わせて設置を検討していきます。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
新たな特別支援学級を整備し、特別支援教育の充実を図る。	小学校言語学級設置 検討委員会設置、検討	小学校言語学級設置 準備	小学校言語学級開設 （1 校）

③ 特別支援教育に関する理解啓発（指導室・学務課）

特別な支援を必要とする子どもたちへきめ細かな支援を行うには、周囲の子どもたちや保護者、幼稚園や学校の教職員の理解を深め、本人の力を発揮しやすい環境を作ることが重要であるため、理解啓発・促進のための事業を実施します。

また、特別な支援を必要とする幼児が増えていることから、区立幼稚園と私立幼稚園が連携し、受入を促進するための仕組みづくりを進めていきます。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいや特別支援教育に関する、周囲の子どもたちや保護者、幼稚園・学校の教職員の理解啓発・促進 ○ 区立幼稚園と私立幼稚園との連携による、特別な支援を必要とする幼児の受入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解啓発・促進事業の実施 ・ 区立幼稚園と私立幼稚園との情報共有、連携強化

④ 特別支援学級教員の専門性向上（指導室）

特別支援学級教員が児童・生徒一人ひとりの障がいに応じた指導方法を十分に身に付け、指導力を向上させることは、特別支援学級における指導の質を高めていくために極めて重要です。板橋区教育委員会の指定する区立学校の特別支援学級に対して、都立高島特別支援学校の教員が継続的、計画的に支援を行い、その成果を他の特別支援学級へ普及していく仕組みを構築し、区立学校の特別支援学級教員の授業力や専門性向上をめざします。

目 標	3年間の取組
<p>特別支援学級教員が、児童・生徒一人ひとりの障がいに応じた指導方法を十分に身に付け、指導力向上を図り、指導の質を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の支援を受けた特別支援学級が、他の特別支援学級へ成果を普及 ・ 東京都の支援による成果を、小中学校での指導に反映

(2) 不登校対策の推進

- 板橋区における平成 29 (2017) 年度の不登校出現率は、小学校では 0.77%、中学校では 4.11% で 500 名を超えており、全国や東京都と比較して高い数値となっています。不登校は要因や背景が多様であり、学校のみで対応することは非常に困難な場合もあることから、関係機関との連携や家庭の協力を得ていく必要があります。
- 各学校の不登校対策を推進するため、不登校改善重点校を指定し、不登校の要因や背景の把握に努め、関係機関とのネットワークを活用した不登校改善重点校事業を実施します。
- また、不登校対策を総合的に捉え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭教育支援チーム²⁶の効果的な活用、在籍校への復帰だけでなく、板橋フレンドセンターや i-youth (あい・ゆーす)、中高生勉強会 (学び i (あい) プレイス) 等の子どもたちの居場所づくり、分教室の形の不登校特例校の設置についても検討し、不登校対策を推進していきます。

【 事業の概要 】

① 不登校改善重点校事業の実施 (指導室)

不登校児童・生徒を減少させるため、不登校改善重点校を指定し、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた支援を実践します。支援は、学校を核としながら、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、民生・児童委員等、関係機関とのネットワークを活用して行い、家庭の協力を得るための方策も講じていきます。

また、重点校の管理職等と関係諸機関の職員で構成する不登校対策特別委員会を開催し、不登校対策の取組を検討及び実践し、各学校園に実践事例等を周知します。

各学校園では、学びのエリアにおける不登校児童・生徒の現状について情報共有を図り、不登校対策特別委員会の取組等を参考に、学校復帰に向けた支援をするなど、不登校児童・生徒の減少に努めます。

²⁶ 87 ページ参照。

目 標	3年間の取組
○ 不登校児童・生徒の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校改善重点校を指定する。 ・不登校対策特別委員会を開催し、不登校対策として有効な取組を検討及び実践する。 ・その取組を、各学校園で実施することにより、不登校児童・生徒に対する支援の充実を図る。

② 板橋フレンドセンターの充実（教育支援センター）

不登校児童・生徒への支援にあたっては、在籍校に登校することのみではなく、社会との関係を保ち、社会的自立を支援する視点も重要です。

板橋フレンドセンターは、不登校児童・生徒への支援の核として、学習や体験活動、相談等の企画・運営を行います。児童・生徒の利用状況を踏まえ、板橋フレンドセンターの在り方と居場所の確保について検討します。

目 標	3年間の取組
不登校の状況に応じた居場所を充実させることで、不登校の長期化を防ぎ、社会的自立を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策におけるフレンドセンターの役割、フレンドセンター以外の居場所について検討する。

③ 板橋区立学校学級安定化対策事業の実施（指導室）【再掲（36 ページ参照）】

学校生活における満足度や意欲、学級集団の状態を把握することのできるアセスメントを小学校第5・6学年及び中学校第1・2学年で実施します。個人の内面や学級集団と個人との関係を教員が客観的に把握することで、不登校に対する早期かつ適切な対応、未然防止につなげます。

(3) 中高生勉強会の推進

- 中学生・高校生にとって、学力の習得と定着は重要な課題です。しかし、家庭に学習できる環境がない、勉強に意欲がもてない、不登校や高校中退等、何らかの理由で学習習慣が身に付かず学力が不足している、学習支援を受ける機会に接しにくいなどの課題を抱えた子どもたちもいます。中高生勉強会「学びi（あい）プレイス」は、このような子どもたちを含め、広く誰でも無料で気軽に参加できる学習支援事業として実施しています。²⁷

【 事業の概要 】

中高生勉強会の推進（生涯学習課）

区内在住・在学の中学生及び高校生（相当年齢を含む）を対象に、区内5か所において実施しています。

個々の状況に応じた学習支援を中心に、気軽な相談や学校・学年を越えた交流も可能な、中高生年代の子どもたちの居場所づくりを進めます。併せて、参加が少ない傾向にある高校生へ向けたPRを検討します。

この事業を通して、学習習慣を定着させるとともに、家庭や学校とは異なる新しい人間関係を構築し、コミュニケーションを通して社会性や自己肯定感も育んでいきます。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none">○ 継続参加による学習習慣の定着及び学力向上支援○ 相談及び交流を含む居場所機能による学習意欲や社会性・自己肯定感の向上	<ul style="list-style-type: none">・区内5か所での勉強会の通年開催・学習を通じた居場所の提供・実施効果の検証

²⁷ 板橋区では、経済的に困りごとを抱えた家庭を対象として、子どもの学習支援教室・居場所の提供及び保護者への相談支援を無料で行う学習支援事業「まなぶ一す」も実施しています。

(4) 外国籍の子どもへの対応

- 板橋区在住で区立小中学校に通う外国籍の子どもは、近年増加傾向にあり、平成 20 (2008) 年には 389 人でしたが、平成 30 (2018) 年は 666 人となっています。日本語の能力が不十分な子どもは教員や同級生たちとの意思疎通が難しく、授業内容の理解に時間がかかることはもちろん、学校生活への適応にも支障を生じかねません。日本語学級を区内に 5 校設置し、日本語の習得を指導していますが、週に 1 回 2 時間程度しか指導することができないため、その習得には相当の期間を要しています。今後さらに外国籍の子どもの増加が見込まれる中、日本語学級だけでは対応が困難になりつつあり、担任の教員も個別に対応することが難しいため、学級運営全体への影響も懸念されています。
- 日本語がほとんど話せない子どもが、学校に入学してから学校生活で困ることのないように、日本語の基礎を早期に身に付ける必要があります。短期間で学校生活に必要な最低限の日本語の基礎を学ぶ講座を開設し、学校生活への早期の適応を図ります。

【 事業の概要 】

日本語の能力が十分でない児童・生徒への対応 (学務課)

日本語が理解できない児童・生徒を対象として、小中学校入学前後の数日間、日本語短期集中講座を実施することにより、学校生活に必要な最低限の日本語の基礎を習得し、学校生活に早期に適応できるよう指導します。

日本語学級での指導とも連動させながら、日本語が理解できない児童・生徒の日本語の能力を高め、生き生きと学校生活が送れるようにしていきます。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
○ 学習・学校生活への早期適応の支援、学力の低下防止	日本語が理解できない児童・生徒への日本語指導の充実	日本語が理解できない児童・生徒への日本語指導の充実	日本語が理解できない児童・生徒への日本語指導の充実
○ 外国籍の子どもの増加に対応できる日本語初期指導体制の構築	年間 40 人 ※初年度は小学生中心	年間 40 人 ※母語の種類等のニーズに応じた指導体制の見直し	年間 40 人 ※母語の種類等のニーズに応じた指導体制の見直し

重点施策 5

保幼小中のつながりある教育の実現

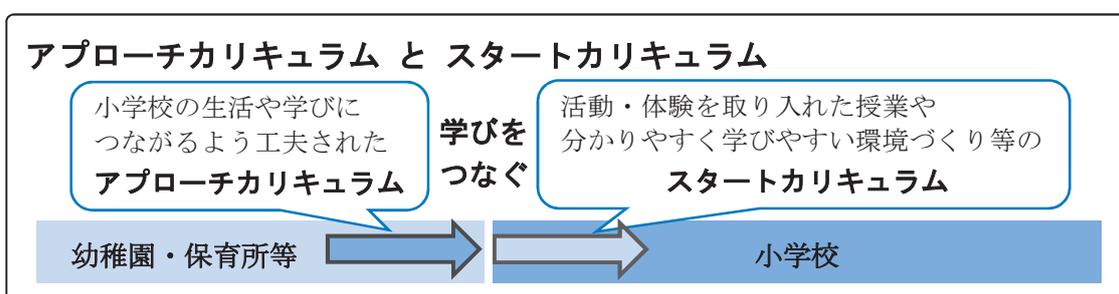
(1) 保幼小の円滑な接続

- 幼児期は知的・感情的な面でも、人間関係の面でも急速に成長する時期であり、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、人間形成や将来の充実した人生のために不可欠です。また、幼児期の適切な教育によって育まれる非認知的能力²⁸は、その後の学力の獲得や生き方全体に大きく影響するものとして、世界的にも注目されています。幼児期の教育は、その後に伸びるための力を養うことを念頭に置き、生涯にわたる学習の基礎を培うことを重視する必要があります。
- 幼稚園教育要領等に示されている、幼児期に育成すべき資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」²⁹は、いずれも遊びや生活を通して育むものであり、小学校における教育につながっていきます。
- しかし、小学校で行う教科等の学習は幼児期の遊びや生活を通した一体的な学びとは異なるため、いわゆる「小1プロブレム」に見られるように、入学後すぐに適応しにくい子どもたちもいます。そこで、幼稚園や保育所においては就学に向け、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、就学前教育カリキュラム（板橋区では「アプローチカリキュラム」と呼称）を実施するなどの取組が重要になるとともに、幼稚園や保育所と小学校との円滑な接続が求められます。

²⁸ アメリカの経済学者ジェームズ・ヘックマンが提唱した能力で、知能指数（IQ）やテストで測定する学力等の「認知的能力」以外の能力を指します。経済協力開発機構（OECD）では「社会情動的スキル」と呼ばれ、「目標の達成に関わる忍耐力・自己抑制・目標への情熱」「他者との協働に関わる社交性・敬意・思いやり」「情動の制御に関わる自尊心・楽観性・自信」と整理されています。

²⁹ 20 ページ参照。

- また、小学校においては入学当初、児童や学校、地域の実情を踏まえ、生活科を中心に、合科的・関連的³⁰な指導の工夫や弾力的な時間割の設定等を行う「スタートカリキュラム」を全小学校で整え、幼児期の教育からの円滑な接続が図られるようにすることが重要です。
- 区内には私立幼稚園が32園ありますが、私立学校である私立幼稚園は各園の建学の精神に基づく教育を行っていることから、小学校との連携の取組状況は、園により濃淡があるのが現状です。すべての子どもたちが健やかに育ち、円滑に小学校に適応できるようにするために、私立幼稚園と小学校との連携・接続を推進していきます。



【 事業の概要 】

① 幼児期の教育の充実（指導室・学務課）

幼稚園では、遊びや生活を通して学ぶという幼児期の教育の基本及び育成すべき資質・能力を踏まえ、自発的な活動としての遊びを生み出す環境を整え、幼児が主体性を発揮した活動を展開できるようにします。身体感覚を伴う多様な活動により、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心・探求心を培い、小学校以降の学習において実感を伴って深く理解するための「学びの芽生え」を育てていきます。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」にある「言葉による伝え合い」「自然との関わり、生命尊重」「社会生活との関わり」「豊かな感性と表現」は、板橋区の教育課題である「読み解く力の育成」、「環境教育の推進」、「キャリア教育の充実」、「郷土愛の育成」につながります。区立及び私立幼稚園等と連携し、「読み聞かせ等の絵本に親しむ経験の充実」「身近な動植物等への親しみや触れ合い」の取組を推進するとともに、「地域行事への参加や高齢者等との交流の促進」に向けた環境を整え、幼児期の教育を充実させます。

³⁰ 合科的な指導は、複数の教科の目標や内容を組み合わせて学習活動を展開すること、関連的な指導は、各教科等の指導の時期や方法等について、相互の関連を考慮して指導すること。

なお、5歳後半以降の幼児に対しては、小学校の生活や学びにつながるよう工夫されたアプローチカリキュラムを作成し、区立幼稚園で実施します。作成したアプローチカリキュラムは私立幼稚園・区立保育所に示すとともに、区立保育所を通じて近隣の私立保育所等に情報提供し、小学校への円滑な接続に向けた教育を行います。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 区立及び私立幼稚園等と連携した幼児期の教育の充実 ○ 板橋区の教育課題につながる取組の推進及び環境の整備 ○ 小学校への円滑な接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・「読み聞かせ等の絵本に親しむ経験の充実」、「身近な動植物等への親しみや触れ合い」の推進 ・「地域行事への参加や高齢者との交流の促進」等に向けた環境整備 ・アプローチカリキュラムの作成 ・区立幼稚園におけるアプローチカリキュラムの実施、私立幼稚園・保育所等への周知

② スタートカリキュラムの推進（指導室）

幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、子どもたちが小学校入学当初、学校生活に円滑に適応していくことを目的として、幼児教育と小学校教育をつなぐため、活動・体験を取り入れた授業や分かりやすく学びやすい環境づくり等の工夫について研究します。研究は区立小学校教員、区内幼稚園・区立保育所（園）長を委員とする検討会を立ち上げ、その成果をスタートカリキュラムとしてリーフレットにまとめ、全小学校及び区内幼稚園・区立保育所に配布するとともに、区立保育所を通じて近隣の私立保育所等に情報提供を行います。このことにより、小学校におけるスタートカリキュラムの実践、区内幼稚園・区内保育所等における理解促進を図ります。また、保護者にも小学校の入学説明会の際に入学当初の学習について説明し、学校生活の見通しを伝えます。

目 標	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 33（2021）年度
<p>学びやすい環境を構成することで安心して学校生活に適応していくことをめざす。</p>	<p>「スタートカリキュラム」についてのリーフレットを作成し、小学校、区内幼稚園、区立保育所、入学予定の保護者に配布・説明する。</p>	<p>リーフレットを活用し、小学校ごとに環境構成や単元構成等を工夫した「スタートカリキュラム」を作成し、授業実践する。</p>	<p>各小学校で環境構成や単元構成等を工夫して作成した「スタートカリキュラム」を活用し、保幼小連携研修で情報共有し、事例集を作成する。</p>

③ 私立幼稚園との連携による幼小接続の推進（学務課）

すべての子どもたちが円滑に小学校教育に適応していけるよう、私立幼稚園と小学校との連携・接続を強化していきます。また、区立幼稚園と私立幼稚園との交流会を実施するなど、交流・連携を深めることにより、区内幼稚園全体で幼児教育を推進していきます。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園と「学びのエリア」との連携による幼小接続の推進 ○ 区立及び私立幼稚園の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園と学びのエリアとの連携促進 ・私立幼稚園訪問を実施し、課題や目標を共有 ・私立幼稚園と区立幼稚園の交流会を実施

(2) 小中一貫教育の推進

- 「教育の板橋」の新たなイノベーションとして、平成 32 (2020) 年度に小中一貫教育³¹をスタートします。学力の定着・向上、いわゆる「中1ギャップ」の解消、発達段階に寄り添った指導によるつまずきの防止、異年齢交流による社会性の向上をめざし、義務教育の9年間を通して系統性・連続性に配慮した教育を行い、これからの社会で活躍できる力をもった子どもたちをより健やかに育てていきます。
- 板橋区ではこれまで、中学校区を中心とした区内 22 の学びのエリアにおいて小中学校の教員間で合同研修や交流授業を行うなど、小中連携教育を進めてきました。小中一貫教育ではこの取組を充実発展させ、学びのエリアごとに特性を踏まえた9年間の「めざす子ども像」と、それを実現するための教育活動の「基本方針」を設定、共有し、エリアの小中学校が一体となって教育を行います。
- また、板橋区の小中一貫教育カリキュラムである「板橋の i (あい) カリキュラム」により、義務教育9年間で意識した指導を行います。特に「読み解く力の育成」「環境教育」「キャリア教育」「郷土愛の育成」については、区の重点的な教育課題としてカリキュラムを作成し取り組んでいきます。

【 事業の概要 】

① 「板橋の i (あい) カリキュラム」の作成及び実践

(指導室・教育支援センター)

「板橋の i (あい) カリキュラム」を実践するための指導計画のうち、区の重点的な教育課題としては、「環境教育」と「キャリア教育」を既に作成して実践を行っており、平成 31 (2019) 年度から「読み解く力の育成」「郷土愛の育成」について、小中学校9年間を通した指導計画を新たに作成します。

読み解く力の育成については、文章の仕組みや意味を正しく理解するために必要な「基礎的な読む力」を測るテストの結果を踏まえ、6つの分類³²に着目した全学年の指導方法や教材等について、教育委員会と各学校が協働して全小中学校で研究を行い、その成果をまとめます。

³¹ 資料編 (95 ページ) に概要を掲載しています。

³² 39 ページ脚注参照。

郷土愛の育成については、平成 31（2019）年度から指導計画の作成委員会を設置し、社会科、生活科・総合的な学習の時間、道徳科の3部会を設け、学識経験者を交えて指導・助言を得ながら作成します。

「板橋の i（あい）カリキュラム」を全小中学校全教員で共有、実践して、小中一貫教育を推進していきます。

目 標	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 33（2021）年度
「板橋の i（あい）カリキュラム」の実践により小中一貫教育を推進し、「全国学力・学習状況調査」の区の平均正答率を東京都と同等にする。また、児童・生徒の郷土愛等を育む。	①学びのエリアの指定校を指定し、全小中学校で「基礎的な読む力」を測るテストを活用した研究を行う。 ②小中学校教員による研究・研修組織において、読み解く力を向上させるための指導事例を研究する。	【 読み解く力の育成 】 ①学びのエリアの指定校の取組を参考にしながら全小中学校で取り組む。 ②各教科等の指導事例についてのリーフレットを作成し、教員に周知する。	①指導計画を作成し、全小中学校全教員に配付して実践を行う。 ②テストを活用した取組を学びのエリアごとに実践し、効果を検証する。
	③学識経験者の指導・助言を受けながら、定期的に作成委員会を開催し、指導計画を作成する。	【 郷土愛の育成 】 ③定期的に作成委員会を開催し、作成した指導計画を全小中学校全教員に配付し、周知する。	③各校の実態に合わせて、郷土や地域に関する教育の指導計画を教育課程に位置付けていく。

※指導計画を作成済みの「環境教育」と「キャリア教育」は、継続して実践を行う。

② 読みの力を身に付ける指導の実施（指導室）【再掲（38 ページ参照）】

③ 読み解く力の育成を通じた学力向上（指導室）【再掲（39 ページ参照）】

小中学校 9 年間を通して、読み解く力を育成する指導を行います。

小学校第 1 学年から、文章を読み解く前提となる、言葉や文を正しく読む力を育成する取組を行います。教員が児童の読みのつまづきを把握し、早期の指導・支援を行うことにより、確実に読みの力を身に付けられるようにします。

次の段階として、小学校から中学校にかけて、文章の仕組みや意味を正しく理解するための「基礎的な読む力」の客観的な把握と、その結果を踏まえた指導を行います。

重点施策 6

安心・安全な教育の推進と学校環境の整備

(1) 魅力ある学校づくりの推進

- 板橋区のめざす学校教育を推進するには、安心・安全で充実した学校施設機能と、集団としての教育機能が最大限に発揮される学校規模が基礎となります。そのためには、校舎の改築・改修等による施設整備と、学校の適正規模の確保を行う必要があります。「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、これらを計画的に行います。
- また、学校施設の長寿命化、施設機能の維持・向上にも取り組んでいきます。

【事業の概要】

① 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の推進（学校配置調整担当課）

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、学校施設の老朽化と教育機能の向上に対応するための施設整備計画、集団としての教育機能が最大限に発揮される学校規模をめざす適正規模・適正配置計画に一体的に取り組み、推進します。併せて、小中一貫教育推進の視点を踏まえた施設整備について検討していきます。

《参考》 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」

第1期：平成26（2014）年度～33（2021）年度

- Aグループ：上板橋第二中学校、向原中学校・・・統合改築
- Bグループ：板橋第十小学校・・・単独改築
- Cグループ：板橋第九小学校、板橋第一小学校・・・統合

第2期：平成32（2020）年度～36（2024）年度

第3期：平成33（2021）年度～37（2025）年度

※各期とも調査・検討から改築工事までの計画年度を示しています。
対象校はその前年度までに決定します。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
対象校決定 設計 検討・実施	①第2期(3校)対象校の決定 ②第3期対象校の対応方針決定	①第2期(3校)対象校の調査・検討 ②第3期(3校)対象校の決定	①第2期(3校)対象校の設計 ②第3期(3校)対象校調査・検討 ③いたばし魅力ある学校づくりプラン後期計画検討

② 学校の改築 (新しい学校づくり課)

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、老朽化が進んだ学校施設の改築を計画的に実施していきます。児童・生徒の安全確保と学校施設の機能向上を図り、ユニバーサルデザインに配慮した良好な学習環境を整備します。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
改築	①板橋第十小学校改築工事、仮設校舎賃貸借、工事監理委託 ②上板橋第二中学校改築工事、試掘調査委託、工事監理委託	①板橋第十小学校改築工事、仮設校舎賃貸借、工事監理委託 ②上板橋第二中学校改築工事、工事監理委託 ③第2期校基本構想・基本計画	①板橋第十小学校改築工事(環境整備含む)、工事監理委託 ②上板橋第二中学校改築工事、環境整備工事、工事監理委託 ③第2期校基本設計、地盤調査委託

③ 学校の改修 (新しい学校づくり課)

老朽化が進んだ学校施設の長寿命化改修を計画的に実施し、児童・生徒の安全確保と学校施設の機能向上を図り、ユニバーサルデザインに配慮した良好な学習環境を整備します。

また、一度に改築や長寿命化改修を行うことが難しい現状においては、現在ある校舎を最大限活用する必要があります。建物を日射や風雨から守り耐久性を確保するため、外壁等改修工事を行います。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
【長寿命化改修】 設計・工事	①舟渡小学校実施設計、仮設校舎賃貸借（～H33）、試掘調査委託 ②紅梅小学校実施設計、仮設校舎賃貸借（～H33）、試掘調査委託 ③基本構想・基本計画（1校）	①舟渡小学校長寿命化改修1年目、工事監理委託、試掘調査委託 ②紅梅小学校長寿命化改修1年目、工事監理委託、試掘調査委託 ③基本設計、地盤調査委託（1校） ④基本構想・基本計画（1校） ⑤劣化診断調査（4校）	①舟渡小学校長寿命化改修完了、工事監理委託 ②紅梅小学校長寿命化改修完了、工事監理委託 ③実施設計、試掘調査委託、仮設校舎賃貸借（～H35）（1校） ④基本設計、地盤調査委託（1校）
【外壁等改修】 設計・工事 アスベスト除去工事	設計：小学校3校、中学校1校	①設計：小学校2校、中学校1校 ②工事：小学校2校、中学校1校	①設計：小学校2校、中学校1校 ②工事：小学校5校、中学校2校

④ 学校施設の整備（新しい学校づくり課）

更新時期を迎えた学校施設の設備等について、改築や長寿命化改修を実施するまでの間、施設機能の維持・向上を図ることにより、ユニバーサルデザインに配慮した良好な学習環境を整備します。校庭改修、散水設備設置、校舎トイレ改修等を予定しています。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
改修	①校庭改修：小学校3校、中学校1校 ②散水設備：小学校3校 ③校舎トイレ：小学校4校、中学校2校 ④定期特別改修：小学校2校、中学校1校	①校庭改修：小学校2校 ②散水設備：小学校2校 ③校舎トイレ：小学校4校、天津わかしお学校、中学校1校 ④定期特別改修：小学校4校、中学校2校	①校庭改修：小学校2校、中学校1校 ②散水設備：小学校2校 ③校舎トイレ：小学校6校 ④定期特別改修：小学校3校

⑤ 給食用設備・備品の更新（学務課）

老朽化が進み更新時期を迎えている小中学校の給食用設備・備品を計画的に更新します。また、学校の改築・改修時に給食室をドライ化³³し、安全で衛生的な学校給食を安定的に提供できる環境を整備します。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
安全・衛生的かつ安定的な学校給食の提供 ・設備改修 ・備品更新 ・ドライ化	①設備改修 延べ 9 校 ②備品更新 延べ 18 台	①設備改修 延べ 5 校 ②備品更新 延べ 10 台 ③ドライ化(板橋第十小学校)	①設備改修 延べ 4 校 ②備品更新 延べ 10 台 ③ドライ化(紅梅小学校、舟渡小学校、上板橋第二中学校)

³³ 床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業できるシステムにすること。細菌の繁殖防止、跳ね水による二次汚染防止等、より安全性の高い調理環境とすることができます。

(2) 自分を守り、相手を大切にせる教育の推進

- 子どもたちが生涯にわたって安全に生活していくためには、危険を予測し回避する能力を高め、自ら身を守る力を向上させることが必要です。また、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けることも望まれます。このために、学校や幼稚園において安全教育を行います。
- 区の調査では、区立小中学校児童・生徒のスマートフォン及び携帯電話の使用率は、小学校第6学年が52.5%、中学校第1・2学年が70.7%であり、今後も使用率の上昇が予想されます。スマートフォン等の情報端末は、正しく使用すれば学習にも有効である反面、使い方を誤ると、疾病として扱われるような依存やいじめにつながる場合もあります。子どもたちが正しく情報端末を使用できるようにし、トラブルや犯罪被害を未然に防止します。

【 事業の概要 】

① 安全教育の推進（指導室）

各学校園では、事故や犯罪に関わる「生活安全」、自転車の利用や道路の横断等を取り上げた「交通安全」、災害発生時の安全な行動についての「災害安全」に関する視点から、学校安全計画を作成しています。これは、学校における安全教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、安全教育の目標を実現するための方策等を総合的に示した教育計画です。

学校安全計画に基づき、東京都教育委員会が作成している安全教育プログラム等を活用して安全教育を実施することで、子どもたちが危険に対する知識や自分の安全を守るための対処の仕方、また、進んで安全な社会づくりに参加し貢献できる資質や能力を身に付けられるようにします。

目 標	3年間の取組
危険に対する知識や、自分の安全を守るための対処の仕方等について、計画的に子どもたちに身に付けさせるとともに、進んで安全な社会づくりに参加し貢献できる資質や能力を養う。	・全学校園において、学校安全計画に基づき、安全教育プログラム等を活用して、安全指導、安全学習を実施する。

② 「スマートフォン・携帯電話等情報端末使用ルール」リーフレットの活用 (地域教育力推進課)

板橋区版情報端末使用ルールの周知・啓発のためのリーフレットを作成し、全小中学校の児童・生徒に配付します。板橋区版ルールに基づき、学校及び家庭のルールづくりを浸透させ、活用されるようにすることで、子どもたちが正しく情報端末を利用できるようにし、トラブルや犯罪被害の未然防止を図ります。併せて、学びに役立つスマートフォンの上手な使い方についても掲載し、周知・啓発していきます。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒が正しい情報端末の活用法を身に付けることにより、犯罪等被害の未然防止をめざす。 ○ 児童・生徒に対する指導の指針として浸透させ、子どもたちを取り巻く環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に全小中学校にリーフレットを配付する。 ・家庭でのルールづくりを促進するため、リーフレットを用いた講習会等を実施し、活用の呼び掛けを行う。 ・効果を検証するためアンケート調査を実施し、それに基づき内容の修正を検討する。

(3) 安心・安全な放課後の居場所の確保

- 板橋区では、全児童を対象とした放課後子ども教室事業と就労家庭等を対象とした放課後児童健全育成事業を一体型として実施する、放課後対策事業「あいキッズ」を、平成 27 (2015) 年度から区内の区立全小学校で実施しています。

平成 28 (2016) 年度には土曜日の実施を開始し、質や利便性の向上を図ってきました。今後も児童の放課後を安心・安全かつ豊かで充実したものとしていきます。

【 事業の概要 】

放課後対策事業「あいキッズ」の推進（地域教育力推進課）

「あいキッズ」は、次代を担う子どもたちの放課後等の安心・安全な居場所の確保と健全育成、保護者の子育てと仕事等の両立支援を目的として実施しています。

運営を民間法人に委託し、遊びやスポーツ、工作・読書、季節行事、地域の参加による交流・体験活動、学習活動等、多彩なプログラムを実施しています。今後も運営の質の更なる向上を図り、児童の放課後をより充実したものとしていきます。

目 標	3年間の取組
児童の放課後等の安心・安全な居場所の提供及び健全育成	・あいキッズ満足度アンケート、あいキッズ運営評価等による事業の点検・改善

重点施策 7

地域による学び支援活動の促進

(1) 地域人材による学校支援と参加の促進

- 近年、児童・生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援や、生徒指導上の課題への対応、通学路を含む学校及び周辺地域の安全の確保等、学校が向き合う課題は複雑化・多様化しています。また、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、子どもたちの規範意識や社会性の課題、子どもへの虐待の増加、貧困問題の深刻化等、子どもたちやその周りの状況も大きく変化しています。こうした課題を解決し、教育環境の充実を図るためには、学校は保護者や地域等との連携・協働体制を構築し、その協力を得ることが不可欠です。
- 学校は、学校運営を進めるにあたって、保護者や地域等の意見を積極的に取り入れ、地域との協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。学校と地域とが課題をともに認識し、共通の目標やビジョンをもって、一体となって地域の子どもたちを育てていく、地域とともにある学校の実現のために、板橋区は平成 32 (2020) 年度に区内の全小中学校で「板橋区コミュニティ・スクール」³⁴を導入することをめざし、準備を進めています。

【 事業の概要 】

板橋区コミュニティ・スクール (iCS) の導入 (地域教育力推進課)

「板橋区コミュニティ・スクール」は、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むため、法に基づくコミュニティ・スクール委員会 (学校運営協議会) と、学校支援地域本部を「両輪・協働」の関係で運営し、教育活動を支援する仕組みです。

「コミュニティ・スクール委員会」は、保護者・地域住民・地域コーディネーター・教職員等が、学校運営や学校運営への必要な支援に関する協議を行う会議体です。従来の学校運営連絡協議会と異なり、情報提供や意見交換を行うだけでなく、課題の解決に向けて深く話し合う熟議等を行い、解決策を共有するなど、各委員が教育の当事者となって学校運営に関わります。

³⁴ 資料編 (99 ページ) にイメージ図を掲載しています。

学校支援地域本部は、学校の求めに応じ、保護者や地域の人材等がボランティアとして教育活動を支援する取組です。平成 20（2008）年度の開始以来、順次実施校数を増やし、平成 30（2018）年度からは全小中学校で実施しています。これまで、学校だけでは取り組むことが困難だった様々な活動を地域が支援する体制を構築し、支援を実施することによって子どもたちの学習・活動の幅を広げてきました。今後導入する板橋区コミュニティ・スクールにおいては、学校・保護者・地域等の協議に基づく目標を具現化する実働部門として、学校への支援を行っていきます。

平成 32（2020）年度の板橋区コミュニティ・スクール全小中学校導入に向け、平成 30（2018）年度には小中学校 10 校にコミュニティ・スクール推進委員会を設置しています。今後、平成 31（2019）年度のコミュニティ・スクール推進委員会全小中学校設置を経て、本格導入につなげます。

目 標	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 33（2021）年度
全小中学校に板橋区コミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校を実現する。	コミュニティ・スクール推進委員会設置 全小中学校 小学校：51 校 中学校：22 校 計 73 校	コミュニティ・スクール委員会設置 全小中学校 小学校：51 校 中学校：22 校 計 73 校	コミュニティ・スクール委員会充実 全小中学校 小学校：51 校 中学校：22 校 計 73 校

(2) 子どもたちの健全育成の推進

- 板橋区では、地域コミュニティを生かした青少年の健全育成活動を行っています。青少年を取り巻く状況や課題を的確に把握し、地域とともに取り組んでいきます。

【 事業の概要 】

青少年健全育成事業の推進（地域教育力推進課）

板橋区では、地域コミュニティを基盤とした活発な青少年健全育成活動を実施しています。中でも青少年健全育成地区委員会は、青少年委員、町会役員、スポーツ推進委員等地域の力を結集した組織で、区内18地区において、青少年の地域活動、スポーツ野外活動、委員研修・指導者養成等の事業を、地区の特色を生かして展開しています。青少年委員は事業の企画・運営に関わるとともに、それぞれ担当する学校をもち、地域と学校をつなぐ役割を担っています。また、小学校高学年・中高生を対象として、将来の地域活動の担い手であるジュニアリーダーの育成を行い、ジュニアリーダーは運営側のスタッフとして様々な行事で活動しています。

今後も、青少年を取り巻く環境の変化や地域の課題を踏まえ、事業のより適した在り方を検討しながら、地域による子どもたちの健全育成を推進していきます。

目 標	3年間の取組
子どもたちの健全育成	・ 青少年健全育成事業の実施（青少年健全育成地区委員会事業の実施、ジュニアリーダーの育成、青少年問題協議会・青少年委員会・青少年指導者講習会の開催等）

重点施策 8

生涯学習社会へ向けた取組の充実

(1) 中央図書館の改築・事業拡大と「絵本のまち板橋」の推進

- 近い将来に到来が予測される「人生100年時代」を豊かに生きるためには、生涯を通じた学びの場が必要とされ、図書館はその大きな役割を担います。
- 板橋区には現在、中央図書館と10館の地域図書館のほか、海外絵本の専門図書館である、いたばしボローニャ子ども絵本館の合計12館の図書館があります。これまで、年代を問わず読書ができる環境を提供するほか、ボランティアとともに、読み聞かせや視覚障がい者向け対面朗読サービス等、多くの利用者に読書の楽しさを伝える事業や、子どもの読書活動の推進を行ってきました。
- 中央図書館は老朽化に伴い改築が決定し、区立図書館の新たな中心館として、平成33(2021)年春の開館に向け整備を進めています。設備面での今日的課題に対応するとともに、改築を機に、地域図書館を含めた図書館事業、サービスを拡充することで、社会の変化を踏まえ、生涯を通じてこころの豊かさや学びを支える図書館をめざします。

【事業の概要】

① 中央図書館の改築及び事業の拡充（中央図書館）

新たな中央図書館では、区立図書館の中心館として図書資料の充実を図るほか、情報や知識との出会いの場となる「インデックスエリア」や、「ビジネス支援」「子育て支援」等テーマ別に図書を配架した書架を設け、来館者の知的好奇心に応えます。また、区民の求める情報・資料の入手や様々な課題解決を支援するためのレファレンス体制を構築します。

館内には、イベントや展示が可能な「いたばしギャラリー」や交流の場となる「いたばしラウンジ(カフェ)」を設置します。こうした場や平和公園、近隣施設である教育科学館の活用・連携により、多彩な事業展開を図ります。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
<p>○ 新たな中央図書館を平和公園内に移転・開館し、図書資料の充実はもとより、ICT 機器等を活用した魅力的なサービスを提供する。</p> <p>○ 「いたばしギャラリー」「いたばしラウンジ」を活用した情報発信・交流を推進する。</p>	<p>①建設工事</p> <p>②図書資料の購入・整備</p> <p>③ICT 機器導入準備</p> <p>④開館準備</p> <p>⑤児童図書・絵本案内のための人材の育成</p>	<p>①図書資料(地域資料等)の充実・提供</p> <p>②「いたばしギャラリー」や「いたばしラウンジ」を活用した各種事業の実施</p> <p>③児童図書・絵本案内のための人材の育成</p> <p>④新中央図書館の開館</p>	<p>①図書資料(地域資料等)の充実・提供</p> <p>②「いたばしギャラリー」や「いたばしラウンジ」を活用した各種事業の実施</p> <p>③児童図書・絵本案内のための人材の育成</p>

② 生涯を通じた読書活動の支援（中央図書館）

図書を通じた生涯学習の拠点として幅広い利用者のニーズに応えるため、新中央図書館開館を機に、地域図書館を含めた区立図書館全体で事業やサービスを拡充します。

主なものとしては、計画的な図書資料の購入により豊かな蔵書構成とすること、レファレンスサービスの拡充による課題解決支援、録音資料の提供等による障がい者サービスの充実、イベントや学習相談の充実を予定しています。さらに、図書館運営や事業に協力する図書館サポーターを養成し、サポーターとの協働による図書館運営を確立します。

また、子どもの読書活動を支援するため、「板橋区子ども読書活動推進計画 2025」を策定し、これに基づく事業を実施します。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
<p>幅広い利用者の読書活動を支援する各種サービス（障がい者、児童、サポーター活動等）を区立図書館全体で拡充する。</p>	<p>①「板橋区子ども読書活動推進計画 2020」における、事業の定着及び推進を図る。</p> <p>②各種サービスの新たな展開に向けた検討を行う。</p>	<p>①「板橋区子ども読書活動推進計画 2025」を策定し、区の事業を展開する。</p> <p>②各種サービスの新たな展開に向けた準備を行う。</p>	<p>①「板橋区子ども読書活動推進計画 2025」に基づき事業を推進する。</p> <p>②各種サービスを実施する。</p>

③ 「絵本のまち板橋」の推進（中央図書館）

新しい中央図書館には、いたばしポローニャ子ども絵本館を併設し、「絵本のまち板橋」の発信拠点の1つとして事業を充実します。外国語絵本を閲覧・貸出できるよう整備するとともに、児童図書や絵本を案内する絵本コンシェルジュ（仮称）を配置することで、子どもの年齢・興味・成長過程に合わせた絵本の紹介や説明・相談等に応じ、子どもと絵本をつなぎます。

また、「絵本のまち板橋」を具現化する事業の1つとして、小中学生向け絵本づくりワークショップを実施し、小学生には絵本を作る楽しさを体験する機会を、中学生にはより本格的な絵本づくりを通して絵本に対する興味や愛着を深める機会を提供します。できあがった絵本は、区役所本庁舎で行う「いたばし子ども絵本展」で展示します。

このほか、図書館以外においても日常的に絵本を手に取り、絵本の楽しさや魅力を感じられる機会を提供するとともに、区内外の団体への貸出等の事業を推進します。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
身近に絵本に触れ、その楽しさや魅力を感じられる環境を区内全域で整備する。	①地域図書館で小学生向け絵本づくりワークショップを実施する。 ②区内中学生対象の絵本づくりワークショップをモデル実施する。 ③「いたばし子ども絵本展」での展示を行う。 ④区内外団体への貸出を行う。	①地域図書館で小学生向け絵本づくりワークショップを実施する。 ②区内中学生向け絵本づくりワークショップを開催する。 ③「いたばし子ども絵本展」での展示を行う。 ④区内外団体への貸出を行う。	①地域図書館で小学生向け絵本づくりワークショップを実施する。 ②新中央図書館で区内中学生向け絵本づくりワークショップを開催する。 ③新中央図書館での展示を行う。 ④区内外団体への貸出を行う。

(2) 世代を超えた「学びの循環」に向けた支援

- 板橋区では、世代を問わず主体的に学び、活動できる生涯学習の拠点として、平成 28 (2016) 年 10 月に、これまでの社会教育会館を改め生涯学習センターを開設しました。併せて、これまでなかった中高生・若者の活動や学習支援の場、居場所として「i-youth (あい・ゆーす)」を整備しました。今後も、あらゆる世代が自らテーマを設定し、仲間と集い、学びを深め、新たな仲間を広げる「学びの循環」の実現や、活力ある地域コミュニティの形成を支援していきます。
- 板橋区には、教育委員会が行うもの以外にも、板橋グリーンカレッジのようにシニア世代の学習要求に応えるとともに、地域における活動を促進するための事業や、板橋区文化団体連合会のように、地域文化を創造し次世代に継承していく取組を通して、地域コミュニティの活性化に寄与する活動を行っている団体があります。こうした取組の状況も踏まえて生涯学習の充実を図っていく必要があります。
- 教育科学館のプラネタリウムは、導入から 31 年が経過し、機器の劣化が顕著となっています。老朽化したプラネタリウム機器を更新し、教育科学館の魅力を向上させ、来館者の増加や、移動教室等の利用における効果向上をめざします。

【 事業の概要 】

① 中高生・若者支援の拡充と活性化 (生涯学習課)

「i-youth (あい・ゆーす)」では、中高生・若者支援を目的として、ダンスや卓球、自主学習等ができ、若者が一人でも気軽に立ち寄れる場を設けています。また、「i-youth ダンスフェスタ」や中学生の企画によるコンサート等の事業を通して、若者自身が企画・運営に携わり、事業を主体的に実施できるようになることをめざしています。同時に、不登校の中学生・高校生も含めた様々な悩みを抱える多様な若者が落ち着いて、安心していることのできる、家庭・学校以外の第三の居場所づくりを進めています。

利用者数は伸びており、利用者層も中学生から高校生・大学生へと広がって、異なる年代間の仲間づくりも見られるようになってきました。

今後は、他者とのコミュニケーションや事業への参画の経験を通して、若者がさらに主体的に活動できるよう支援を行い、「教わる・教える」の学びの循環を若者世代にも広げることをめざします。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者が i-youth（あい・ゆうす）事業の企画運営を担う。 ○ 多様な若者の居場所を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-youth（あい・ゆうす）を利用する若者がダンスフェスタの企画運営に関わるなど、若者の事業への参画の支援を行う。 ・ 取組を通じて、より多様な若者が安心して滞在する居場所づくりを進める。

② プラネタリウムの改修（生涯学習課）

教育科学館のプラネタリウムは、昭和 63（1988）年の開設以来、板橋区の科学教育の中心施設として、多くの区民に親しまれている施設です。老朽化が顕著な機器の更新時期を見据えて、新たな投影プログラムと、ドーム空間という特性を生かす方法を検討し、教育科学館のさらなる魅力向上をめざします。

また、近接地に改築する新中央図書館との連携でより効果的な事業を展開するとともに、教育科学館と中央図書館を横断的に利用する流れを生み出します。

目 標	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 33（2021）年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ プラネタリウム投影設備の更新 ○ 新たな投影プログラムの実施による教育科学館利用者の増加 	機器選定等内部検討	プラネタリウム投影設備の更新	<ul style="list-style-type: none"> ①プラネタリウム投影設備の更新 ②新たな投影プログラムの実施

(3) 板橋区の歴史・産業・文化の発信による新たな魅力・価値の創出

- 区内には価値のある文化財が多く存在します。区として貴重な文化財を確実に保存し次世代に引き継ぐのはもちろんですが、適切・効果的な活用により、板橋区の魅力を高めることができます。
- 加賀一丁目周辺に所在する旧野口研究所、旧理化学研究所、加賀公園が含まれるエリアは、明治時代初頭に日本で初めて官営火薬製造所が設置された場所です。戦前・戦中の建造物や遺構が今なお多く残る、近代化・産業遺産の宝庫として高い評価を受け、平成 29 (2017) 年 10 月には「陸軍板橋火薬製造所跡」として国の史跡に指定されました。加賀地域がもつ歴史・文化の特性を再確認し、貴重な近代化遺産を確実に保存するとともに、まちづくりや観光施策と並行した文化財の適切な活用を図っていきます。
- 旧粕谷家住宅は、江戸時代の徳丸脇村名主が隠居した家であり、開発が進む徳丸地域において、当時の歴史や文化を今に伝える貴重な文化財で、平成 30 (2018) 年 3 月に東京都の有形文化財に指定されました。平成 27 (2015) 年度から開始した解体・復元工事中に、享保 8 (1723) 年の墨書銘が発見され、関東地方では最古級となる古民家であることがわかりました。平成 30 (2018) 年 1 月から一般公開を開始しており、今後は、保存活用計画に基づき、整備・改修を実施するとともに、観光・文化資源として地域と一体となった新たな魅力を創出し、区内外へその価値をアピールしていきます。
- 郷土資料館は、平成 2 (1990) 年 1 月に改築開館し、平成 31 (2019) 年度には改築開館 30 周年を迎えます。現在改修を進めている区立美術館、旧粕谷家住宅等と併せ、赤塚地域の魅力を発信する拠点の 1 つとしての機能も期待されるところです。また、教育委員会所管の施設として、学校教育との連携をさらに深めていく必要もあります。老朽化等の課題を解決しながら、板橋の魅力を伝えられるような展示内容や設備の再整備を着実に進めていきます。

【 事業の概要 】

① 板橋区史跡公園（仮称）の整備（生涯学習課）

高い評価を受けている加賀地域の史跡を適切に保存・活用するため、史跡公園として整備を進めていきます。史跡の活用にあたっては、日本の近代化や区の工業の始点として区民が誇りをもち、広く区外にも認知・理解されていくことが重要な視点となります。また、幅広い世代が訪れ、この史跡の歴史や本物の遺構から体験し学ぶことのできる場とします。

今後、国や都と協議を行い、保存活用計画や整備基本計画といった保存と活用を実現するための計画を策定し、それに沿って整備を進めていきます。

目 標	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 33（2021）年度
平成 37（2025）年度の グランドオープンをめざす。	史跡整備基本計画策定	①展示計画策定 ②展示基本設計完了 ③建物整備基本設計完了 ④建物整備実施設計着手 ⑤公園整備基本設計完了	①都市計画決定 ②建物整備実施設計完了 ③展示整備実施設計完了

② 旧粕谷家住宅の公開（生涯学習課）

東京区部に残る貴重な文化財である旧粕谷家住宅を確実に保存・活用していくために、管理体制の充実に向けた整備・改修を行っていきます。放水銃及び屋外簡易消火設備の整備に加え、公開のための管理人室、来場者用トイレ等の設置を進めます。また、当住宅を利用した日本の伝統行事や文化に親しむ教室等の事業を、郷土芸能団体や区内産業と連携して実施します。これらの活動を支えていくため、ボランティアを募集し、養成するとともに、当住宅を様々な活動や歴史文化・観光の拠点としていきます。

目 標	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
歴史文化・観光の拠点として機能するよう、ボランティアの募集・養成を行い、地域と一体となった魅力的な場所としていく。	①不動産鑑定委託 ②火除け地取得 ③放水銃・管理棟設計委託 ④ボランティアの養成	①放水銃・管理棟建設工事 ②リーフレット刷新、一般公開の再開 ③環境整備工事 ④ボランティアの養成	ボランティアの養成

③ 郷土資料館の展示再整備（生涯学習課）

郷土資料館のコンセプト「再発見！魅力がいっぱい郷土板橋の歴史」を具体化した展示とするため、再整備の設計・改修等の作業を進めていきます。より見やすく、分かりやすい展示をめざし、ICT化等新たな設備導入による空間の有効利用を図ります。近隣の区立美術館や旧粕谷家住宅との連携により、赤塚地域全体への来訪者の増加を図るとともに、加賀地域で計画されている近代化遺産を活用した史跡公園整備との連携も検討していきます。

新たな展示や各種イベントを効果的に実施できる環境を整備することで、多くの区民、なかでも将来を担う子どもたちが、郷土板橋への愛着と誇りを深めることのできる、魅力あふれる資料館をめざします。

目 標	3年間の取組
展示の再整備により板橋の歴史や特徴を生かした展示や事業を行い、来館者に新たな気づきや感動を提供することで、板橋の魅力を伝え、郷土板橋に対する愛着と誇りを深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・展示の再整備を実施し、魅力あふれる資料館に進化する。 ・展示再整備を記念した特別展を開催し、板橋の魅力を発信する。

④ 赤塚地域スタンプラリーの開催（生涯学習課）

赤塚地域の活性化と各施設における来館者の増加を目的に、赤塚地域の各施設による連携協議会を組織し、具体的な事業を計画し推進していきます。

その第一歩として、赤塚地域スタンプラリーを開催し、赤塚地域の資源である自然や史跡、区の歴史や文化を感じることで、地域の魅力や観光スポットを紹介するスタンプ帳を制作・配布し、スタンプラリー参加施設には来館記念の専用のスタンプを設置します。赤塚地域の特性や強みを生かした事業により、来訪者を増加させ、多くの方に赤塚の魅力を伝えます。

目 標	3年間の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ スタンプラリーを開催することで、各施設の来館者が増加し、赤塚地域が活性化する。 ○ 多くの方に赤塚地域の魅力、ひいては郷土板橋の魅力を意識してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協議会による事業調整のもと、スタンプラリーを開催する。

重点施策 9**家庭における教育力向上への支援****(1) 家庭教育支援の推進**

- 近年の都市化・核家族化により家庭の孤立化が進行し、子育てに対し不安や負担感をもつ保護者が増加しています。そのため、家庭への訪問型支援（アウトリーチ）を通し、身近な存在として継続的に家庭との関係づくりを行いつつ、家庭教育に関する情報提供や相談対応等を実施することが求められています。
- 主任児童委員、民生・児童委員、青少年委員等でチームを構成して学校とは異なる役割を担い、課題を抱えている家庭に対し日常的な支援活動を行います。また、活動するにあたり、適切な支援につなげるための知識や、様々な課題に応じた支援方法等の習得のため、専門家を招いた講習会を開催し、人材の養成を図ります。

【 事業の概要 】**家庭教育支援チームの拡充（地域教育力推進課）**

保護者の子育てに対する不安感や負担感を解消するとともに、家庭や子どもたちの孤立化を防ぐために、地域に根付いた活動を行っている主任児童委員等の地域の人材が、学校と緊密に連携・協力しながら、学校とは異なる立場による日常的な支援活動を行います。

具体的には、不登校の児童・生徒及びその家庭に寄り添い課題解決するにあたり、主任児童委員等からの働きかけが適している場合、家庭への訪問型支援を行い、身近な存在として継続的に関係づくりを行いつつ、相談対応や家庭教育に関する情報提供等を実施します。

平成 30（2018）年度に開始し、最終的には区内全地域において支援を行うことをめざします。

目 標	3年間の取組
<p>○ 家庭と地域がつながり、親子の学びや育ちにつながる環境を構築し、保護者の精神的負担を軽減する。</p> <p>○ 困難を抱えている家庭に対し、地域に根ざした身近な人材が訪問型支援を実施し、日常的に支援する仕組みを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チームによる訪問型支援を実施する。 ・既存チームの実績を検証し、より効果的な支援体制を構築する。 ・活動にあたっての知識や、支援方法等の習得のための講習会を開催し、人材を養成する。

すべての方向性に共通する事業

(1) 教職員の働き方改革

- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員の役割が拡大する中で、新学習指導要領の確実な実施等、教育活動のより一層の充実が求められています。学校現場では教員が日々努力を重ねているところですが、長時間労働の実態が明らかになっており³⁵、これは教員の心身の健康や教育活動の質の低下に関わる重大な問題であることから、改善が喫緊の課題となっています。
- 板橋区では、「教員の子どもと向き合う時間の確保」、「研究時間の確保等による質の高い授業の実現」という視点のもと、校務支援システムの導入等により、校務の効率化を進めてきました。今後は、教職員の働き方そのものを見直すという視点から、「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン2021」³⁶に基づき、新たな取組も含めた教職員の働き方改革を推進します。

【 事業の概要 】

教職員の働き方改革（教育総務課）

「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン2021」では、教職員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって専門性を発揮できる環境を整えることにより、質の高い教育活動を実現することを目的に掲げています。さらに、当面の目標を、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすることとし、達成に向け、平成33（2021）年度までの3年間の重点施策及び具体的な取組を定めました。これに基づき、教職員の働き方改革を計画的に行っていきます。

³⁵ 板橋区教員勤務実態調査（平成29（2017）年2月実施）及び東京都公立学校勤務実態調査（平成29（2017）年6月実施）によると、週当たりの在校時間が60時間を超え、「過労死ライン」相当にある教員が多数存在していることが明らかになっています。

³⁶ 資料編（100ページ）に概要を掲載しています。

「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン 2021」重点施策

- 1 教職員が職務に専念できる環境の整備
- 2 教職員の働き方への意識改革
- 3 既存事務事業の更なる効率化
- 4 部活動の適正化
- 5 学校を支える人員体制の確保
- 6 地域との連携・協働
- 7 学校現場との課題の共有

目 標	3年間の取組
週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする。	・「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン 2021」に基づく取組を実施する。

(2) 区民が身近に感じる教育委員会の実現

- 保護者や区民が求める情報や、教育委員会が保護者や区民に知ってほしい情報を分かりやすく確実に届ける広報活動をより充実し、区民が身近に感じる教育委員会の実現を図ります。読みやすい広報紙の発行のほか、ホームページでの情報発信等、広報機能の強化を行います。
- 地域コミュニティを形成する大人や子どもから意見や提案を聴き、教育に関する情報を積極的に共有する機会をこれまで以上に増やし、区民に信頼される教育委員会を実現します。

【 事業の概要 】

① 広報活動の充実（教育総務課）

板橋区の教育について広く知っていただくため、教育広報「教育の板橋」（年3回発行）で区の教育の状況や主な事業、予算等を紹介し、「いたばし教育チャンネル」（年6回発行）では、学校や社会教育に関する折々の身近な話題を取り上げています。紙面を工夫し、さらに読みやすさを追求していきます。

また、小中学校や幼稚園の日々の様子を、教育長や教育委員会事務局職員が学校を訪問した際の写真とともに、随時ホームページでお知らせしています。

今後も開かれた教育委員会をめざし、積極的な情報発信を行います。

目 標	3年間の取組
積極的な広報活動を展開することにより、教育委員会の施策や取組に対する区民の理解が進み、区民が教育委員会をより身近に感じられるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育広報の発行(年3回) ・いたばし教育チャンネルの発行(年6回) ・ホームページの充実 ・公式アプリ等を活用した情報の発信(随時) ・広報内容の充実について随時点検・改善

② 主体的に働きかける教育委員会の充実（教育総務課）

多くの方に傍聴していただくため、「身近な教育委員会」として、教育委員会の会議の学校での開催や夜間の開催を行います。開催に合わせて、区民や保護者と教育施策について話し合う「教育施策連絡会」や、教育課題について話し合う「教育懇談会」を実施し、PTA 連合会や PTA を中心に参加を呼びかけ、参加者から広く意見を聴き、伝える機会とします。

また、中学生と学校生活や学習について話し合う「生徒会交流会」に教育長や教育委員、教育委員会事務局職員も出席し、生徒と意見交換を行います。

目 標	3年間の取組
教育委員会に対する区民の理解と関心が高まり、区民が教育委員会を身近に感じられるようにする。	<ul style="list-style-type: none">・身近な教育委員会の開催（年3回）・働きかける教育委員会に向けた取組の点検・改善・生徒会交流会の開催（年1回）



資料編

- 1 「板橋区の小中一貫教育」(概要)
- 2 「板橋区コミュニティ・スクール (iCS)」
(イメージ図)
- 3 「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進
プラン 2021」(概要)

2020年度からスタート!

板橋区の小中一貫教育

(学びのエリア教育)

～学校が変わる! 知を伸ばす! 徳を育む! 体を鍛える!～

◎ 小中一貫教育について

今までの小中学校教育のイメージ	小中一貫教育をめざす小中学校のあり方
 <p>今までも小学校と中学校では情報交換や交流は行っていましたが、基本的な教育方針や教育に対する姿勢は異なっていました。</p>	 <p>義務教育9年間を通して子どもを育てるといふ共通の意識のもと、小学校と中学校が基本的な教育方針などを共有していきます。</p>
 <p>中学に入って急に勉強が難しくなったり、ルールが厳しくなったり・・・ちょっと大変かも?</p>	<p>小中一貫教育を行うことで、小中学校のより円滑な接続や、子どもの学力向上をめざすんだね</p> 

小中一貫教育に期待される効果

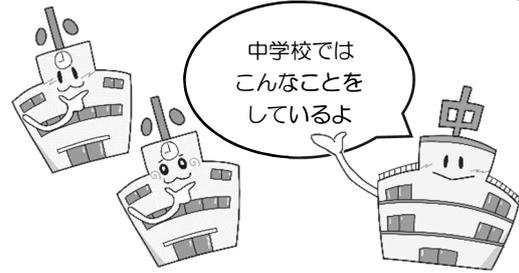
学力の定着・向上	すべての授業で板橋区授業スタンダードを用いた質の高い授業を展開し、9年間を通して「読み解く力」の向上をめざす。
いわゆる中1ギャップの解消	中学校へ進学するときに起こる新しい環境での生活、勉強の不安をなくすとともに、不登校やいじめを防ぐ。
社会性の向上	小中学生間の異年齢交流で、下級生に対する思いやりの心、上級生への憧れの気持ちを育み、子どもの社会性を高める。
発達段階に寄り添った教育	小学校6年制・中学校3年制が導入された当時と比べると、子どもの心身の発達は早期化している。発達段階に合わせた教育を行うことで子どものつまづきを防ぎ、能力をより高める。

◎ 板橋区の実践

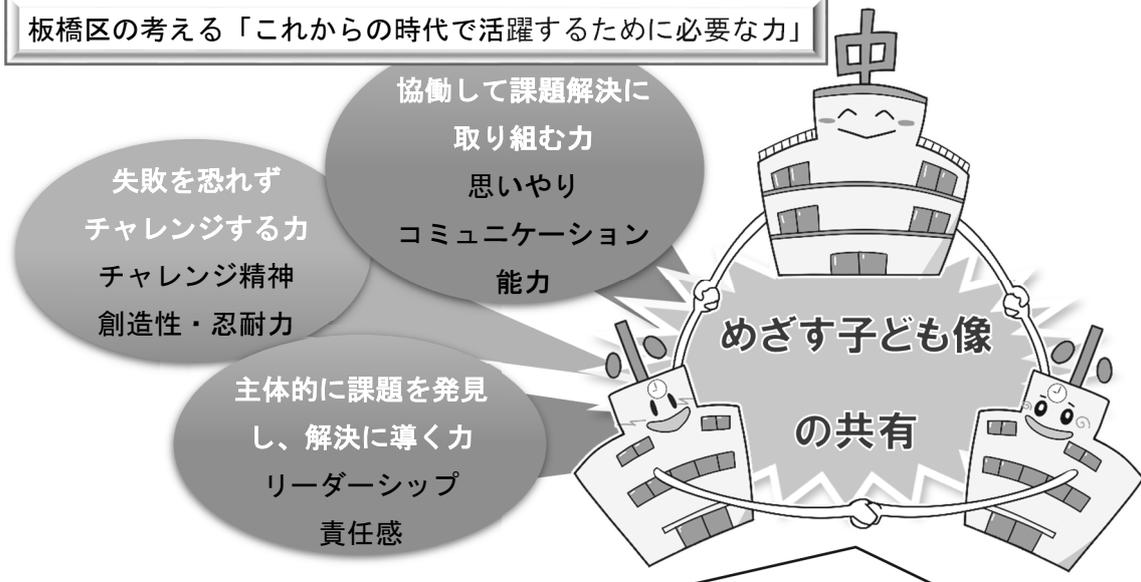
板橋区の小中一貫教育では、「学びのエリア」の小中学校で話し合っ、エリアの特色を踏まえた「めざす子ども像」と、それを実現するための教育の「基本方針」を設定・共有します。そして、その方針に基づいて「学びのエリア」で一体となって、9年間を通じた教育を行っていきます。

「学びのエリア」とは？

板橋区では、小中学校の連携を密にするため、小学校を中学校単位に分けて、「学びのエリア」と呼んでいます。学びのエリアでは、小中学校の教員間で合同研修や交流授業等を行っています。



板橋区が考える「これからの時代で活躍するために必要な力」



9年間を通じた板橋の i (あい) カリキュラムの作成・実践

「読み解く力」の育成
文章の意味や構造を正しく理解することがすべての学習の基本！



板橋区の特色を生かした
・「環境教育」の推進
・「キャリア教育」の充実
・「郷土愛」の育成

国語、算数・数学、英語等の
9年間を通じたカリキュラム編成

エリア内での 教員の交流

例えば…
・小中学校での共同した研究活動
・小中教員間での TT※（ティームティーチング）授業 ※複数の先生が一つの授業をすること
・中学校の先生による小学校での授業 など



エリア内での 児童・生徒の交流

例えば…
・小学生の中学校授業や部活動体験
・中学生の小学校運動会や補習教室のお手伝い
・小中学校合同での防災訓練 など



- ◎ 2020年度からの小中一貫教育（学びのエリア教育）の本格スタートを目指し準備を進めていきます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	2018 (周知・理解)	2019 (推進)	2020 (充実)	2021 (強化)
学びのエリア	めざす子ども像 設定・共有		小中一貫教育	
	単元配列表の作成・共有			
各エリアでの小中一貫教育実践事業				
教育委員会 事務局	小中一貫指導計画作成		新学習指導要領に基づく 小中一貫指導計画作成	
	教育課程編成の基本方針			
	周知・研修			

◎ 学びのエリア一覧

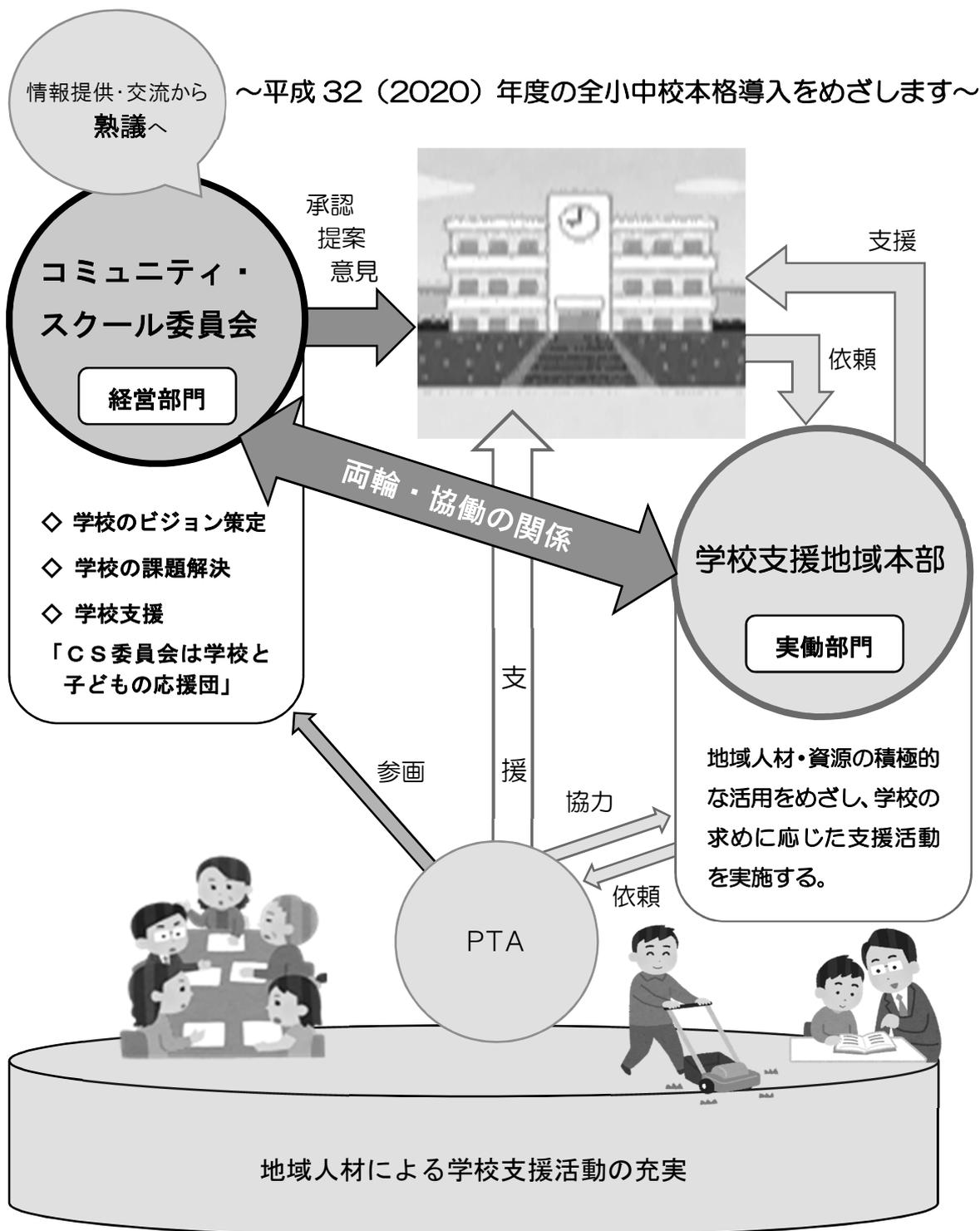
(平成 31 年 3 月現在)

	中学校 エリア	小学校・幼稚園	学びのエリア名
1	板橋一中	板橋二小・板橋六小・板橋七小	板一中 小中一貫学びのエリア
2	板橋二中	板橋五小・板橋十小	夢がつながる 学びのエリア
3	板橋三中	板橋一小・板橋八小・中根橋小	小中一貫 板三エリア
4	板橋五中	板橋四小・天津わかしお学校	板四小と板五中 心ゆたかな学びのエリア
5	加賀中	金沢小・加賀小	白梅 学びのエリア
6	志村一中	志村一小・志村三小・富士見台小	しみず 学びのエリア
7	志村二中	志村二小・志村四小	小豆沢 学びのエリア
8	志村三中	志村六小・蓮根小・蓮根二小	蓮根小中一貫 学びのエリア
9	志村四中	志村小・志村坂下小・北前野小 ・緑小	FLC 学びのエリア (四つ葉のクローバー、fight・learn・clean)
10	志村五中	舟渡小	志村五中・舟渡小 響き合う学びのエリア
11	西台中	志村五小・高島六小	西台 学びのエリア
12	中台中	中台小・若木小	さくら草 学びのエリア
13	上板橋一中	上板橋小・常盤台小・弥生小	せせらぎ 学びのエリア
14	上板橋二中	上板橋二小・大谷口小・向原小	大きく向上 学びのエリア
15	上板橋三中	前野小・上板橋四小	M34 学びのエリア (ムサシ:スカイツリーにちなみ M:前野小 3:上板橋三中 4:上板橋四小)
16	桜川中	桜川小	桜川 学びのエリア
17	赤塚一中	北野小・徳丸小	健やかに育つ 学びのエリア
18	赤塚二中	成増小・成増ヶ丘小	賢くなります 学びのエリア
19	赤塚三中	赤塚小・赤塚新町小・紅梅小 ・下赤塚小	赤塚っ子 学びのエリア (あたたかく、かしこく、つよく、かっばつな こどもが育つ)
20	高島一中	新河岸小・高島一小・新河岸幼稚園	高島第一中学校 学びのエリア
21	高島二中	高島二小・高島幼稚園	高島なかよし通り 学びのエリア
22	高島三中	三園小・高島三小・高島五小	みどりの学びのエリア

“今”と“これから”をつなぐ

板橋区コミュニティ・スクール(iCS)

「コミュニティ・スクール委員会」と「学校支援地域本部」をつなぐ



板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン 2021（概要）

1 目的

目的

教職員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって専門性を発揮できる環境を整えることにより、質の高い教育活動の実現を図る。

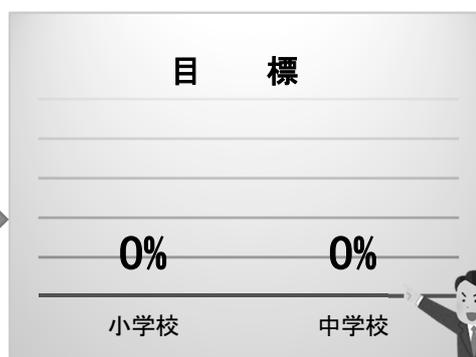
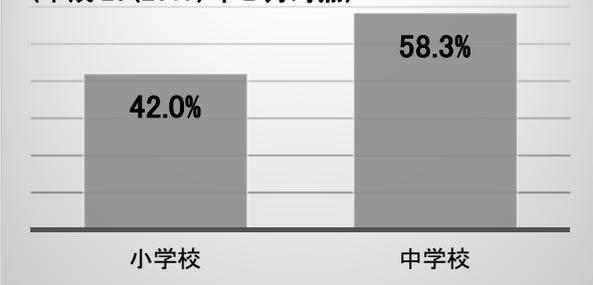
教職員の働き方を見直すことで校務全体の効率化を図り、教職員が心身ともに充実して職務に専念することにより、最も重要な職務である児童・生徒への質の高い教育活動の実現を図っていくため、標記の目標を掲げます。



2 目標

【当面の目標】週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする

週当たりの在校時間が 60 時間を超える教諭の割合
(平成 29(2017)年 2 月時点)



※板橋区教員勤務実態調査(平成 29(2017)年 2 月実施)より



指標	達成目標 (平成 31 (2019) 年度～平成 33 (2021) 年度)
① 2 日連続での土日の出勤率 (部活動の大会・土曜授業プラン・学校行事以外)	0%
② 年次有給休暇の取得率 (繰り越し分は含まない)	85% 以上

板橋区教員勤務実態調査(平成 29(2017)年 2 月実施)より、週当たり在校時間が 60 時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当の職員が多数存在していることが明らかになりました。

区教育委員会は、取組を計画的に進めていくことにより、まずは「過労死ライン」相当の長時間労働の解消をめざします。

3 基本的な考え方

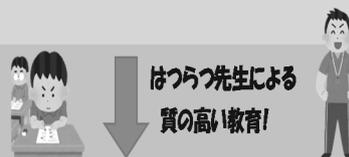
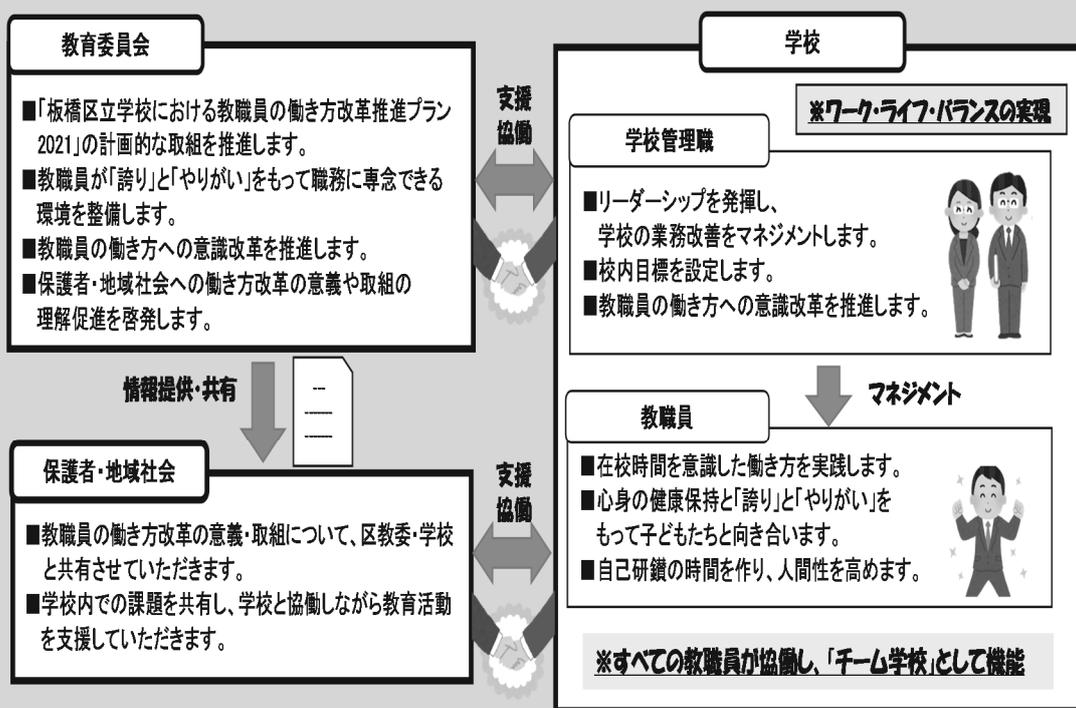
(1) 基本的な考え方

教職員の働き方そのものを見直すという視点のもと、教職員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもちながら教育活動に従事するためのワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

(2) 各関係機関の役割

取組を推進することで、すべての教職員が協働し「チーム学校」として機能し「はつらつ先生」を体現することはもとより、地域、区教育委員会を含めたすべての教育関係者が働き方改革のめざすべき理念を共有し、連携・協働することで、未来を担う「いきいき子ども」たちを育てていくことをめざします。

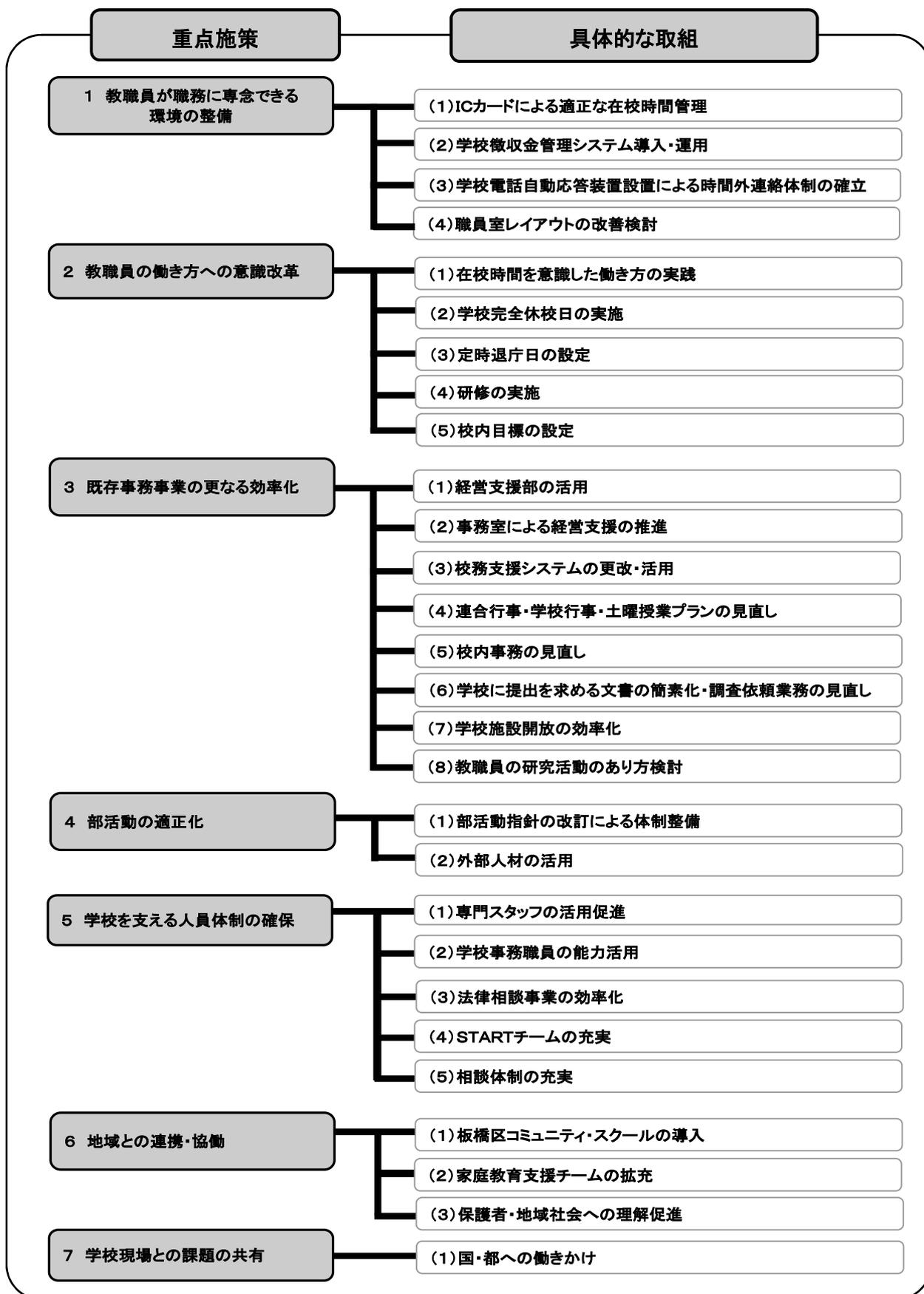
【すべての教育関係者が働き方改革のめざすべき理念を共有し、連携・協働します】



～未来を担う「いきいき子ども」たちを育てます～



4 重点施策と具体的な取組



いたばし学び支援プラン 2021

編集 板橋区教育委員会事務局教育総務課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2639 FAX 03-3579-4214

ky-keikaku@city.itabashi.tokyo.jp

平成 31 年 3 月発行

刊行物番号 30-131



板橋区教育委員会 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/sub11/>